

令和元年度 あさぎり町議会第11回会議会議録（第27号）						
招集年月日	令和2年3月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年3月6日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年3月6日 午後3時58分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	1番 岩本恭典 2番 市岡貴純					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	上下水道課長	林敬一	○
	副町長	加藤弘	○	上下水道課長補佐	鬼塚拓夫	○
	企画財政課長	片山守	○	農業委員会事務局長	船津宏	○
	農業振興課長	甲斐真也	○	農業委員会課長補佐	高田真之	○
	農業振興課長補佐	万江幸一朗	○	高齢福祉課長補佐	山本祐二	○
	商工観光課長	北口俊朗	○	上下水道課主幹	中神啓介	○
	商工観光課長補佐	山口和久	○			
	建設林業課長	大藪哲夫	○			
	建設林業課長補佐	酒井裕次	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第25号）

- 日程第 1 議案第74号 令和2年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第78号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第79号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第74号 令和2年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第78号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第79号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 

### 午前10時 開 議

●議会議務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。本日は建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

#### 日程第1 議案第74号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第74号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） おはようございます。それでは、農業委員会所管課分の説明をいたします。歳入から説明をいたします。19ページをお願いいたします。上の枠中ほどの目4農林水産手数料の節1農業手数料、上段の耕作証明等手数料につきましては、耕作面積の証明、農家台帳の証明の発行に対する手数料となっております。次に23ページをお願いいたします。目4、下の枠の目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会費補助金で、農業委員会交付金については、農業委員会等に関する法律第2条において、農業委員会の活動を支援するものとして交付されるものです。その次の行、機構集積支援事業補助金ですが、これについては、担い手への農地集積集約化を推進するため、農地の利用状況調査及び意向調査等に対する事業に補助されるもので毎年実施をしております。その下の農地利用最適化交付金については、平成30年度から新たな制度に移行した農業委員会に交付されているもので、活動実績、成果実績に応じて担い手への農地集積や遊休農地の解消活動などを対象に算定されて交付されるものです。農業委員の報酬の能率給に充てることとなっております。次に節2農業費補助金の説明欄の上から4行目の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金につきましては、営農上や景観上配慮すべき耕作放棄地を解消するための補助金でありまして、補助の対象としましては、農業者の方が農用地区域内の耕作放棄地を農地へ還元する方への補助となっております。

ります。続きまして27ページをお願いいたします。1番下の枠目1農林水産費受託事業収入の節1農業委員会費受託事業収入の農業者年金受託事業収入ですが、これは独立行政法人農業者年金基金から委託を受けて、農業者年金の業務を行う市町村に対して交付されるものです。その下の節2農業公社受託事業収入ですが、これは熊本県農業公社から委託を受けて行う業務に対して交付されるものです。続いて28ページをお願いいたします。中の枠目3雑入の節1雑入の説明欄下から2行目情報活動交付金で、これは全国農業新聞の普及活動に対して交付されるものです。次に歳出の説明をいたします。72ページをお願いいたします。下の枠のほうから職員人件費を除く主なものについて説明をいたします。下の枠、目1農業委員会費節1報酬、農業委員報酬は委員26名分の報酬ですが、基本給と能率給を合わせた額となっており、農業委員会交付金と先ほど説明いたしました能率給については、農地利用最適化交付金の額に応じた支給となります。次の農業委員候補者評価委員報酬は、令和3年4月に任期を迎える農業委員の改選にあたり、今年度中に候補者評価委員会の必要があり、その委員報酬となっております。次の会計年度任用職員報酬2名分ですけれども、1人は農業委員会における事務全般、それから地図情報システムの入力や土地利用状況調査に関する資料作成、毎月の総会結果の入力等を行います。もう1名分につきましては、農地中間管理事業の農地集積業務を行うものです。その下のマイクロバス運転手報酬につきましては、農業委員の各種研修における運転手賃金となっております。次に、節3職員手当の下段のほう時間外勤務手当は職員の時間外です。その下の会計年度任用職員手当は、会計年度任用職員の2名分の期末手当となっております。節4共済費の社会保険料も、会計年度任用職員2名分となっております。73ページをお願いします。節8の費用弁償、これは農業委員の総会や各種研修時の費用弁償、それから普通旅費については、職員の各種会議や研修におけるものです。次に節10需用費は経常経費として計上しております。節11の郵送料、それから遊休農地確認調査手数料は、耕作放棄地解消事業で農地利用状況調査等に支払うこれまで賃金として支払っていたものです。次に12委託料は、農地台帳システムの保守業務委託料です。その下節13機械借上料につきましては、耕作放棄地解消事業を行う際のオフセットシュレッダー等の借り上げ料を見込んでおります。同じく節13の農政業務支援システム使用料は、農地地図情報システム使用料と農地台帳システム使用料に充てるものです。その下、節17備品購入費については、現地調査時のデジタルカメラが破損しておりましたのでこれの購入費を予定しております。それから節18負担金補助及び交付金につきまして、郡市農業委員協議会負担金、それから熊本県農業会議負担金、一行あけて熊本県女性農業委員の会の負担金と人吉球磨女性ネットワーク負担金を計上しております。熊本県女性農業委員の会の副会長をあさぎり町の農業委員さんが務めておられまして、人吉球磨女性のネットワークにつきましては、会長を務めていただいております。3行目の耕作放棄地解消緊急対策事業補助金につきましては、歳入で説明いたしましたとおりです。最後に目2農業者年金事務受託事業費854万5,000円につきましては、歳入で説明しましたとおり、農業者年金基金から受託事業として必要経費を計上しております。以上農業委員会関係の当初予算についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、おはようございます。それでは、農林振興課所管分の説明をいたします。18ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。2つ目の目4農林水産使用料農業施設使用料は、当課で管理しております四つの農業施設の収入見込み額78万円と、あさぎり薬草合同会社から、薬草加工所使用料354万円となっております。次のページをお願いいたします。中ほどの目4農林水産手数料、節1農業手数料で、農業振興地域証明手数料として10件分の手数を計上しております。その下の林業手数料ですが、町有林への入山手数料となっております。23ページをお願いいたします。下のほうで目4農林水産業費県補助金、節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金、中山間地域等直接支払制

度推進費補助金、中山間地域等直接支払い交付金につきましては、例年どおり実績予定額の計上をしているところであります。一つ飛びまして、農業次世代人材投資事業補助金につきましては、個人11名夫婦5組の補助金と事業推進費3万円を含め計上したものです。経営所得安定対策推進事業補助金は、地域農業再生協議会の事務費となりますが、歳出と同額となっております。次ページになります。多面的機能支払制度推進補助金は、事務に要する補助金です。農地中間管理機構集積協力金交付事業交付金は、経営転換協力金として、30万円を見込み計上したところです。多面的機能支払い交付金につきましては、国2分の1、県4分の1を合わせた4分の3の額となっております。環境保全型農業直接支払い推進費補助金は、事務費分となります。また、環境保全型直接支払い交付金は、環境保全効果の高い営農活動を行う団体への交付金で、日本型直接支払い制度の中の一つの事業となっております。水田産地化総合推進事業費補助金は主食用米生産状況の把握や、米政策の新たな仕組みの周知などを推進するものと、産地戦略策定における土地利用計画や地域振興策との調整などの事務を進めるものです。次に、節3林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金、造林事業補助金、間伐等森林整備促進対策事業補助金は、例年どおり実績見込み額により計上しております。食べる竹使う竹見せる竹生産事業補助金は、竹林整備を行う事業となります。次ページをお願いいたします。上の枠で、目2農林水産事業費県補助金、節1農業費委託金で、2行目の国営事業継続地区推進調査委託金は、農地利用状況調査を行う者3万円と、作物生育等の調査経費8万円となります。次ページになります。上の枠で、目1不動産売払収入、節2その他不動産売払収入の素材生産売払収入は、町有林の間伐等の売払収入や特殊事業支払い時の素材生産収入を見込んだものです。次ページをお願いいたします。最下段の目1農林水産費受託事業収入で、節2の農地中間管理機構受託事業収入は、農地中間管理機構から事務を受託しておりますが、27万2,000円を農林振興課の事務費として、208万9,000円を農業委員会の事務費として受け入れるものです。次ページをお願いいたします。中ほどの目3雑入で、下から3行目の薬草加工所光熱水費につきましては、あさぎり薬草合同会社が薬草加工所を使用する際の施設光熱水費の負担分を受け入れるものです。次は歳出となります。43ページをお願いいたします。歳出につきましては、主なもの新たなものにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。最上段の目14基金費、節24積立金で、下から2行目の林業振興基金積立金は、預金利子分と債権分を積み立てするものです。その下の森林環境譲与税基金積立金につきましては、町に交付される森林環境譲与税から、令和2年度に支出が見込まれる事業費分を差し引いた残額を基金へ積み立てるものです。次ページをお願いいたします。下段の目19地域おこし協力隊費ですが、本年度予算額1,034万9,000円のうち、934万9,000円につきましては、農業に興味、関心があり、将来的に農業で自立を目指す方々に対する協力隊員2名分の予算で、農業支援センターでの研修を通じて、農業技術や経営ノウハウを習得していただき、定住させることを期待し計画したものです。現在1名は農業研修を行っておりますが、さらに1名を新たに募集したいと計画したものです。74ページをお願いいたします。目3農業総務費です。ここには職員の人件費や各種負担金を計上しておりますが、節18負担金補助及び交付金につきましては、おおむね例年どおりの負担額となっておりますが、前年度まで町内に2件のイグサ生産農家の方がおられました。イグサ生産を廃業されたことによりいぐさ豊表活性化協議会負担金がなくなり減額となっております。次ページをお願いいたします。目4農業振興費です。ここには需用費、委託料、各種補助金等を計上しております。昨年度と比較して約4,300万円の減額となっておりますが、主なものとして農業振興補助金で町単独事業分の機械施設等への補助事業を実施してまいりましたが、3年間の期間が終了したことにより減額となっております。節12委託料で、農業経営診断委託料は、農業者の経営状況の把握、経営分析経営診断を実施し、あさぎり町の農業経営の課題整理を行い、将来に向けた経営改善の指針を検討するものです。節17備品購入費につきましては、農業支援センターで使用する除草作業に伴う機械を整備するため、町が導入し、支援センターへ無償で貸し付けを行う

こととしているもので、バックホー型の草刈り機1台、ラジコン型の草刈り機1台、背負式の草刈り機2台を予定しております。オペレーターにつきましては、現在1名の方が専属で作業されておりますが、現在従事している労務員や地域おこし協力隊の方々に資格取得や、機械操作の研修を実施しながら対応していくことも考えております。この導入経費につきましては、産業活性化基金の活用により、事業に取り組むこととしているところです。節18負担金補助及び交付金のあさぎり地域農業振興協議会負担金は、JAと折半し活動しているものです。制度資金利子補給費補助金は、実績見込み額により計上しているところです。農業共済掛金補助金、有機農業推進補助金は町の単独事業として、関係農家へ支援するものです。農業振興補助金3,269万円は、昨年度までの農業機械農業施設の更新整備に係る補助金が終了し、新たな農業機械施設整備の補助事業として2,000万円と、国の農業次世代人材投資事業に該当しない親元就農者などの農業を開始した方々への支援事業として750万円。岡原葉たばこ共同乾燥組合からの要望で、葉詰め振込装置、電動圧搾こん包機導入に係る補助金113万6,000円。JAあさぎり梨部会のポケット非破壊糖度計導入で補助金の29万2,000円。大豆生産規模拡大補助金として4年目となりますが、生産経費の補てんを行う補助金として、大豆の種子代、全額補助とライスセンターの乾燥調整の半額を補助するもの403万2,000円を計画したものです。大豆生産につきましては、JAや大豆部会と協議を進めておりますが、昨年実績で60ヘクタールを割り込んでいる状況となっているところです。次に獣害対策事業補助金は、町の単独事業として農家の方が実施する電気柵などの整備に対し3分の1の補助により実施するものです。農業次世代人材投資事業補助金は、新規就農者に対する補助金として、今回は個人11名、夫婦5組分を計上しているところです。地域の話し合い推進補助金につきましては、今後の農政の核となる人農地プランの実質化を図るため、地区での話し合いを推進するために参加農家への補助金となります。農業支援センター運営負担金につきましては、前年度より約380万円増額となっておりますが、支援センター職員2名の増員分を含めました人件費や事務費分と、町内営農組織の法人化に向けた取り組みを進めていくもの、また農業ヘルパー事業による農作業の労働力不足に対する支援について予算を計上したところです。この負担金につきましても、産業活性化基金を活用することとしているものです。次に、農業経営基盤強化促進対策事業費です。総合農政協議会を年2回予定しておりますが、36名分の経費と人農地プラン検討委員会で年2回、6名分の予算を計上しております。次ページになりますが、節18負担金補助及び交付金では、認定農業者協議会補助金を昨年同額としており、現在会員は3,344名となっております。また、認定農業者女性の会補助金は、こちらも昨年同様としているところで、女性の会の会員は61名となっております。目4農業後継者育成指導費です。学童農園の委託料と学童農園土地借上料は、農協青壮年部あさぎり支部で、各小学校校区単位で借り上げました農地へ農作物を作付、管理を行っていただき、その委託料と土地借上料を計上しているものです。女性活動補助金につきましては、農業女性の会への補助金として昨年度と同額としております。構成員27名で活動をいただいているところです。目7農業生産総合対策事業につきましては、今年度は事業の取り組み要望がないため、事業説明会等への旅費を計上しております。目8水田農業経営確立対策事業費です。水田活用に係る推進費となっております。節1報酬としまして、水田営農推進協議会委員報酬となりますが、委員数は102名となっております。その全体会を2回、転作確認の現地調査1回の経費を実績に応じて計上したところです。節18負担金補助及び交付金で、地域農業再生協議会補助金につきましては、県補助金を経営所得安定対策推進事業補助金として受け入れ、同額を推進費補助金として地域農業再生協議会へ支出するものです。収入減少影響緩和対策利子補給費補助金につきましては、米・麦・大豆の当年度の販売収入額が、過去5年間の平均収入をした下回った際にその差額の9割を補てんする制度で、農業者の拠出を必要としますが、集落営農生産組合の場合は加入されている方の全員加入が必要となるため、25組織の拠出金をJAから資金を借り入れて支出し、その利息分について利子補給するもので

す。需要適合生産推進事業費補助金は、先ほど歳入で説明しました水田産地化総合推進事業補助金から、20万円を再生協議会の推進事務費として支出し、産地戦略作成における土地利用計画や、地域振興策との調整などを検討するものです。目9農業施設管理費につきましては、農林振興課で管理している町内の農業施設農業公園等の管理経費と、菓草加工所の管理経費も含め予算を計上しておりますが、昨年度整備しました有機センターの袋詰め機等の事業費を除きますと、前年度とほぼ同額となっております。次ページの節12委託料で、農産加工センター指定管理委託料と岡原農産物処理加工施設指定管理委託料につきましては、契約額で計上したものです。天子の水公園管理委託料は、天子の水公園を守る会が昨年発足し、花菖蒲園の植え替えを3年計画で行うための経費112万4,000円と、年間管理委託料を含む経費となっております。冷蔵庫等保守点検業務委託料につきましては、農産加工センターのプレハブ冷蔵庫の保守業務を委託するものです。節13使用料及び賃借料のテレビ受信料は、深田定住促進センターが災害時の避難施設となりましたので、避難者へ配慮してテレビを設置しましたのでその通信料となります。冷蔵庫リース料は、深田ふれあい市場に設置している冷蔵庫のリース料となります。節17備品購入費は、農村女性の家のトレーニング室のエアコンが老朽化により利用に支障が出ておりますので、更新を行うものです。令和元年度まで有機センターの施設管理につきましては、町主体で行ってまいりましたが、令和2年度からは管理におきましては、指定管理者が施設の管理を行うこととしたため、修繕費等の予算計上を行っていないところです。次に目10畜産事業費になります。本年度予算額が減額となっておりますが、昨年度実施しました畜産クラスター事業分が減額となっており、その他の予算につきましては、前年度とほとんど変わらないところです。主なものとして、節7の報償費のうち品評会報償費につきましては、畜産農家の高齢化や農家戸数の減少により昨年度と比較し6万円ほど減額となっております。これは、畜産農家が年6回セリ市前に町の畜産センターで行う品評会や、郡、県、九州の品評会の開催でその出品する際の支援を行っているものです。次ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金で下から3行目の畜産事業畜産振興事業補助金につきましては、家畜導入事業や保留事業などに取り組むものを実績により減額し、肥育農家が素牛を購入する際に、あさぎり町の子牛を購入した場合の補助金を増額しておりますが、全体の予算額は前年度とほぼ同額の計画としているところです。この補助金の中に新たに県周遊牛利用促進事業を設け、昨年3月にあさぎり町で生産された雄牛が、県で私有牛と選抜され、その利用促進を図るため予算を計上しております。目11農地中間管理事業費につきましては、地域の話し合いを各地域で開催しておりますが、職員が出席しますのでその時間外手当と県での協議のための旅費を計上し、財源を農地中間管理機構からの受託金や補助金をあて事務を行うものです。節18負担金補助及び交付金、30万円は経営転換協力金となりますが、非担い手農家から担い手農家へ貸し付けられた場合のみ交付対象となっており、農地中間管理機構を通じて、10アール未満までの農地を残して農地を貸し付ける貸し手に対して、面積に応じて交付金が交付されるもので、10アール当たり1万5,000円の交付単価となっており、今回は2ヘクタール分を見込み計上しているものです。目12農業振興地域整備促進事業費につきましては、農業振興地域整備促進協議会を開催し、農業振興地域の計画、策定変更などを行っており、年2回の会議を計画しているところです。目13中山間地域等直接支払制度事業費につきましては、あさぎり町内40集落で中山間地域等直接支払い制度に取り組みされております。その推進協議会の委員の報酬と、交付金の予算を計上しております。節18、負担金補助及び交付金は、中山間地域等直接支払い交付金を、交付対象用地1,211ヘクタールに係る予算を計上しております。次ページをお願いいたします。目14多面的機能支払制度事業費です。予算につきましては、推進補助金を使った事務費と交付金になります。節18負担金補助及び交付金は交付金には、多面的機能支払い交付金の農地維持資源向上共同交付金と、資源向上の長寿命化交付金を計上しております。この制度につきましては町を一本化し、広域協定運営委員会により事業を進めており、農業支援センターが事務を受託しております。

現地確認支援システム負担金につきましては、土地改良連合会のモデル事業として、平成29年度から農地の確認をタブレット端末により行っているものです。次に目15環境保全型農業直接支払い制度事業費です。この事業は、取り組みが見込まれる化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減し、あわせて緑肥の作付や堆肥の施用、有機農業への取り組みを予定している18件の活動に対して交付金を交付するもので、節18負担金補助及び交付金の取り組みに応じ、予算を計上しているところです。次ページをお願いいたします。中ほどの目17川辺川総合土地改良事業費ですが、協議会の報酬並びに費用弁償は、例年どおり2回の開催分を計上したところです。節18負担金補助及び交付金の川辺川土地改良区運営補助金は、平成30年度より関係市町村の土地改良区受益面積の割合で補助するもので、賦課面積181.3ヘクタールのうち、あさぎり町は55ヘクタールとなっております。国営造成団地畑地かんがい緊急対策事業補助金につきましては、湯ノ原団地、阿蘇諏訪団地、加茂団地に設置しているポンプの電気代の一部として補助しているものです。82ページをお願いいたします。目1林業総務費です。ここには主に人件費、町有林の管理業務委託料と林業関係の団体負担金を計上しております。節1の会計年度任用職員報酬は、森林経営計画が認定されていない私有林所有者に対し、今後の経営方針の意向を確認し、経営管理を町へ委託したい所有者等に新たな森林管理システム実施の意向調査を行うために、職員の雇用をお願いするものです。節12委託料、町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合に町有林管理業務を委託しておりますので、その委託料を計上しております。現在9名で委託することとしておりますが、町有林を管理いただく面積は3,681ヘクタールとなっております。森林台帳システム保守委託料は、森林の土地所有者や、土地の境界に関する情報などを整備公表する土地台帳制度が創設され、そのシステムの保守費用となります。出生祝い用木製贈答品作成委託料は、森林環境譲与税を活用し、木材使用を促進と木とふれあい興味を持っていただくことを目的に、木工加工の事業を手がけられている町内在住者並びに町内出身者の方々に、木工製品を製造いただき、出生届があった場合に提供することを計画したものです。節18負担金補助及び交付金は会費や負担金を計上しています。次ページになりますけれども、上の枠から上の枠の下から5行目の緑の少年団助成金は、上小学校、岡原小学校、須恵小学校の三つの緑の少年団にに対する助成金で、県補助金の6万円と、町の助成金を合わせ、10万円で活動をいただいているところです。下から2行目の球磨中央地区林業活性化協議会負担金は、平成30年度から令和2年度までの3年間、スマート林業構築実践事業を管内4市町村、人吉市、山江村、錦町、あさぎり町と森林組合等で組織され管内の森林について航空レーザー測量を実施し解析を行い、伐採や作業道開設の省力化、需給のマッチングなどによる流通システムの簡略化を図るために、関係市町村と森林組合で10万円を負担し合い、協議会を運営して運営を行っているところです。目2林業振興費で、節18負担金補助及び交付金の食べる竹使う竹見せる竹生産支援事業補助金は森林整備を行うもので、今回は1.08ヘクタールの整備を予定しておるものです。椎茸生産促進事業補助金は、原木や種駒の購入に際し、2分の1の助成を行うもので、実績に基づいて計上したものです。林業活性化協議会補助金は町の林業を初め、産業が活性化するために活動を行っているもので、町産材を使った新商品の開発や、手仕事展の開催など、定期的な会合を行いながら、事業を行っているところです。目3公有林整備事業費です。町有林の間伐、下刈り人工造林などを行う経費の計上は主なものとなります。本年度の事業量につきましては、昨年度の計画とほぼ変わりませんが、台風被害を受けた須恵地区の山林の特殊地ごしらが補助金の関係で完了できなかったため、3.7ヘクタール分が含まれております。節11役務費と節12委託料の組合手数料、市場手数料、素材生産手数料、増員委託料の合計で、約1億900万円を予定しておりますが、歳入側で素材生産売払収入と、造林事業補助金を合わせますと、約1億2,200万円を予定しており、その差額差し引き額が1,300万円となる見込みです。林業、造林事業補助金システム保守委託料は、林業補助金申請のためのソフトウェア保守料となります。次ページをお願いいたします。目4林道維持費です。節

10 需用費の修繕料は、森林環境譲与税を活用し、林道の路面の破損が著しいカ所を保全するものです。節11 役務費の林道システム保守料は、林道台帳の保守料となります。節13 使用料及び賃借料の機械借上料は、林道の簡易的な路面補修やほうど風倒木等の撤去に係る機械借上料となっております。また、節15 原材料費につきましては、林道補修用の材料費として計上したところです。目6 鳥獣被害防止事業費です。あさぎり町内の鳥獣駆除隊に対しまして支援を行い、町内の鳥獣被害防止に努めている予算となりますが、節11 役務費の診断書作成手数料は、役場職員で編成する実施隊2名分の診断料となります。狩猟免許取得申請手数料は、実施主体の猟師の免許取得に係る試験料です。施設賠償責任保険料につきましては、町で協議会をつくり、箱罾やくくり罾を設置しますので、その事故発生に対する保険料となります。節18 負担金補助及び交付金の有害鳥獣駆除補助金は、町内に五つの駆除隊がありますので、その駆除隊に対する補助金となります。有害鳥獣被害防止対策協議会補助金50万円は、町で設置している有害鳥獣被害防止対策協議会への補助金です。有害鳥獣捕獲補助金は、シカ1万円、イノシシ9,000円、サル5万円、カラス、アナグマ1,000円を捕獲頭数に応じ交付するものです。捕獲目標頭数をシカ700頭、イノシシ300頭、サル40頭、カラス300羽、アナグマ70頭としております。その下の森林病虫害防除費と、林道新設改良費は、事業の実施がないため廃目となります。次ページをお願いいたします。上段の目1 水産業総務費です。球磨川漁協稚魚放流事業委託料として30万円を計上しております。町内の中小河川の上流にヤマメの稚魚の放流をお願いしてしておりますので、その委託料となります。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） おはようございます。それでは商工観光課所管分の当初予算説明を行います。まず10ページをお開きください。第3表地方債になっておりますが、番号の9番、商工施設整備事業1億640万。これにつきましては、商工コミュニティセンターの改修工事請負費が1億600万。管理委託料が600万合計の1億1,200万に対しまして、合併特例債を予定しております。続きまして、歳入に移りますが、18ページをお開きください。3枠目の目5商工観光使用料、節1商工施設使用料、これは先ほど申しましたポッポ館の使用料ですけれども、工事を予定しておりますので、半年分の使用料を計上しております。なお、平成29年から31年までの平均をとりまして計上いたしております。続きまして20ページです。下の枠の下から2段目になります。目4商工観光費補助金、節1商工費補助金、山村活性化支援交付金ですが、これにつきましては平成30年度より3年間の活動ということで、例年どおりの金額を計上しております。活動内容につきましても、例年どおりネット販売向上支援そして商品開発並びに磨き上げ支援、そして商品販路開拓支援という三つの3本柱で行っていきたいと思います。続きまして24ページになります。2枠目の目5商工観光費県補助金、節1商工費補助金、消費者行政活性化事業費補助金、これにつきましては人吉球磨で連携して行っておりますが、消費者行政相談センターを人吉市に設置しておりますその負担金分を県より補助をいただいております。続きまして次のページになりますが、下の枠の部分の目1、目2、利子及び配当金です。節1利子及び配当金3行目の産業活性化基金利子、これは産業活性化基金の利子の見込み金額です。続きまして次のページをお願いいたします。1番下の枠になります。目4産業活性化基金繰入金、節1産業活性化基金繰入金、これにつきましては農業支援センター運営費、農業支援センター機械導入費、商工業振興補助金、そしてシルバー人材センター分を含めたところでの金額を基金繰入としております。次に歳入に移ります。43ページをお開きください。1番上の枠ですけれども、目14基金費、節24積立金、5行目になります。産業活性化積立金。これは先ほど基金利子を歳入で受け入れておりますが、その分を基金に積み立てます。続きまして44ページ1番下段の目19地域おこし協力隊費、次のページになりますが、節18負担金補助及び交付金ですけれども、地域おこし協力隊企業支援補助金とい

うことで、企業に要する経費の補助になります。任期終了日の後1年以内のもので、該当者が1名いらっしゃいますので100万円を計上しております。続きまして85ページをお願いいたします。下の枠になります。目1 商工総務費、節7 報償費につきましては、推奨商品関係の謝金及び謝礼になります。節18 負担金補助及び交付金ですが、まず商工会補助金としまして、令和元年度同額の金額です。次のふるさと振興社助成金につきましては、元年度比較50万円を減額した金額です。中小企業大学校人吉校研修助成金につきましては、本年度同額です。次のページになります。商工業制度資金利子補給費補助金、これも本年度と同額になります。次の店舗改装事業補助金。これにつきましては、実績考慮いたしまして、令和元年度より100万円減額いたしました金額になっております。次の住宅リフォーム等補助金につきましては、本年度と同額です。一行飛びまして、地域イベント等補助金につきましては、花菖蒲祭り、夏祭り、ウインターフェスティバルとそしてひな祭りの合計した補助金になります。次の販路開拓強化事業補助金につきましては、先ほど山村活性化交付金を受け入れるということですが、これにつきましても昨年同額を計上しておりますが、ネット販売向上支援に383万4,000円。商品開発磨き上げ支援に287万円。そして賞品販路開拓支援に486万9,000円という振り分けになっております。次のフードバレー推進協議会負担金につきましては昨年同額になります。消費生活相談業務負担金につきましては先ほど県の補助金を受け入れて、そのまま事務局に負担金として納入いたします。次のおまけつき商品券発行事業補助金につきましては、本年度と同額になります。次の商店街駐車場運営補助金につきましても、契約を3年で切れましたが、1年更新というところで昨年と同額の金額を計上しております。最後に商工業振興補助金につきましては、実績を見まして昨年度より200万減額した金額を計上しました。次に目2 商工施設費節10 需用費、2行目の電気料につきましては、ポッポ一館全体の電気料、そして商店街街路灯、駅前通りの街路灯、そして駐輪場そして中央広場の電気料の合算した見込み額です。4行目の修繕料につきましては、施設の修繕費そして街路灯の修繕費で計上しております。節11 役務費、通信運搬費につきましては、ポッポ一館のWi-Fi使用料を計上しております。節12 委託料、1行目の工事監理委託料につきましては、先ほど工事を予定しておりますのでその委託料を委託料算出表により計上しております。次の施設管理委託料につきましては、ポッポ一館の夜間祝日の管理をシルバー人材に委託しておりますので、計上しております。清掃業務委託料につきましては、改修を予定しておりますが、1階部分につきまして年1回の実施で計上しております。警備保障、そして電気保安管理委託料につきましては、長期契約によりこの金額で計上しております。エレベーター、自動ドアにつきましては、単年度契約になります。次のページになります。節14 工事請負費1億600万と計上しておりますが、ポッポ一館の改修工事で内部改修2階部分の屋根の耐震化、間仕切りそして電気設備として動力、電灯のLED化、そして機械設備として空調そして外壁工事を計画しております。節17 備品購入費これにつきましては、ポッポ一館内の消火器の購入に計画しております。続きまして目1 観光費に移ります。節11 需用費の印刷製本費につきましては、観光パンフレットのリニューアルを計画しております、その分とリーフレットの増刷分で、198万円を計上しております。電気料につきましては、薬師、秋時の街路灯分です。水道料につきましては、幸福駅のトイレ、秋時のトイレ、薬師のトイレ分です。修繕料につきましては観光施設の修繕料です。節11 役務費、通信運搬費につきましては、幸福駅売店、ビハ公園のWi-Fi使用料になっております。次、節12 委託料、一番上の遊具保守点検委託料につきましては、ビハ公園キャンプ場の遊具の点検の委託を計画しております。次の行のおかどめ幸福駅売店指定管理委託料、これにつきましては平成30年度より令和2年度までの委託期間となっております。その委託料です。それと2行下のビハ公園キャンプ場指定管理委託料につきましても、これは令和元年度から令和5年度までの委託期間となっておりますので、その委託料になります。そして浄化槽管理につきましては、薬師、秋時トイレの浄化槽管理委託料になります。そして、下から3行目ですが、谷水薬師休憩場管

理委託料といたしまして、谷水薬師のところには休憩場がありますが、薬師保存会に年間委託をしております。次の行の防火設備点検委託ですけれども、これはビハ公園キャンプ場と岡留売店の分です。次のページをお願いいたします。節17備品購入費、これにつきましては岡留幸福販売店の音響設備の備品を計画しております。節18負担金補助及び交付金ですが、ほぼ前年と同額の金額を計上しておりますが、6行目の県南広域観光連携事業負担金、これにつきましては八代市、葦北、水俣、そして人吉球磨15市町村で連携した事業になっておりますが、事業の見直し等により負担金が若干ですけれども下がってきております。その次の世界かんがい施設遺産全国大会負担金、これにつきましては、令和2年10月に熊本市で全国サミットが開催されるということで、県内のかんがい遺産関係の市町村より負担金が発生してくるということで計上しております。なお、これは単年度の予定であります。その次の日本遺産人吉球磨地域づくり協議会派遣職員負担金ですけれども、あさぎり町からも1名派遣されておりますが、他に錦町多良木町からも派遣されているということで、郡の町村で負担をするということで、他町村分の職員の負担となります。次に目2緑の街づくり事業費になります。節12委託料、花づくり管理作業委託料、これにつきましては岡留ハウスにつきましては、シルバー人材にお願いしているところです。それとほかに幸福駅周辺を黒田区老人会のほうに花づくりをお願いしております、このうち9万円を委託料として支払っております。節18負担金補助及び交付金ですが菜の花プロジェクト補助金。これはあさぎり町青年団のほうに補助金として出しております。次のページ目1定住促進費です。節1報酬2行目になりますが、定住対策支援職員報酬、これにつきましては、結婚対策、そしてポッポ一館の施設管理補助ということで1名採用しております。次に節18負担金補助及び交付金になりますが、ここも例年どおりの負担金になっておりますけれども、7行目の定住促進奨励補助金につきましては、3年以上町外に住んでおられた方があさぎり町に新築及び中古の住宅を購入された場合に対象とする補助金になります。本年度は40歳未満の方が2名こられておまして、現在のところ100万円の支出をしておりますが、令和2年度におきましては、見込み等も含めまして40歳未満の方が3名、そして40以上の方が3名を見込みまして、この金額を計上させていただいております。なお40歳未満の方が50万円。そして40歳以上の方が30万円となっております。以上、商工観光課所管分の当初予算の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時12分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。先ほどの商工観光課長の説明について漏れがあったということで追加説明の申し出がっております。商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、先ほどの説明にちょっと漏れがありましたので、再度説明させていただきます。28ページをお開きください。中段に目3雑入、節1雑入とあります。その3行目に商工コミュニティセンター電気料を計上しておりますが、これにつきましてはポッポ一館に入っておりますJAそしてくま川鉄道の負担金分です。これは実績に応じまして計上しております。それと1番下段にありますが、日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金とあります。歳出のほうで負担金について説明いたしました、あさぎり町からも職員を派遣しております。ですからその分の受け入れ分になります。給料、通勤手当、期末勤勉手当分を計上しております。続きまして29ページをお開きください。上から3枠目になりますが、目3商工観光債、節1商工施設整備事業債、これはポッポ一館の改良事業費の起債になります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管分について御説明いたします。17ページをお願いいたします。歳入です。1番目の枠の目1農林水産業費分担金、町営土地改良事業受益者分担金です。これは平成29年、30年、令和元年度に実施しました工事に係る受益者分担金となります。18ページをお願いいたします。上の枠の目6土木使用料、節1住宅使用料は、住宅使用料と過年度分の住宅使用料、浄化槽使用料、そして過年度分の浄化槽使用料でございます。令和2年度の住宅管理戸数406戸を見込んだ使用料を計上しております。20ページをお願いいたします。下の枠の目5土木費国庫補助金、節1土木管理費補助金、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金ですが、個人住宅の耐震診断分を3件、耐震改修工事を1件分、耐震改修の設計を1件分、耐震改修等総合支援メニューを1件分、アスベスト含有調査を1件分、そして危険ブロック塀等安全確保支援事業を1件分をそれぞれ見込みまして計上いたしております。その下に新規で大規模盛土造成地変動予測調査事業がございますが、限度額が164万の2分の1を計上しておるところでございます。21ページをお願いいたします。上の枠の節2道路橋梁費補助金の道路改良補助金ですが、交付金事業で行います歩道整備の測量と工事にかかる交付金。舗装補修関係が4本、橋梁補修関係の工事が2橋と橋梁定期点検分の1件分を補助金として受け入れるものでございます。補助率は補助対象額の63.25%で、国の割り当てで配分されますので後にすね補正をお願いすることもあります。節3住宅費補助金、公営住宅等ストック総合改善事業補助金、これは公営住宅長寿命化計画により、令和2年度には免田地区の二子団地の改修工事を予定しております。その分の補助金と、あと2年度には長寿命化計画の見直し業務がございますので、それに係る補助金を計上いたしております。目7災害復旧費補助金は存目で計上いたしております。下の枠の目3土木費国庫委託金、樋門管理委託金ですが、球磨川樋門19カ所の年間の点検操作委託料として受け入れるものでございます。24ページをお願いいたします。上の枠の目6土木費県補助金、住宅建築物安全ストック形成事業補助金ですが、国庫補助金で説明いたしました耐震改修工事を1件、耐震改修設計分を1件、耐震改修等総合メニューを1件、ブロック塀の支援事業を1件分見込んで計上いたしております。25ページをお願いいたします。上の枠の目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金、清願寺ダム管理委託金は、町で委託を受けて管理しております清願寺ダム管理にかかる費用の2分の1を県負担金として受け入れるものです。目3土木費県委託金、節1河川費委託金、県管理河川委託金で、あさぎり町内にあります県が管理する七つの河川について除草作業委託費として受け入れるものです。29ページをお願いいたします。目4土木債、節1道路橋梁債は歩道整備、橋梁補修、舗装補修工事等に伴う財源として起債借り入れるものでございます。節2河川債は、緊急しゅんせつ推進事業債ですが、令和2年度から6年度までの5年間の期間として充当率100%元利償還金に対する交付税措置率は70%という起債でございます。河川の浚渫工事の財源として借り入れるものでございます。79ページをお願いいたします。歳出になります。目16農地費です。節10の需用費の修繕料は、農業用の用排水路や農道等の維持管理など、地元から要望がありました修繕等を行うために計上しております。節12委託料は、緊急に必要なとなった場合の設計費として計上しております。節13機械借上料は、土砂だめ等の浚渫のために借り上げる料金として計上いたしております。次ページをお願いいたします。節14工事請負費は、単独事業として実施するもので、取水堰や排水路改修の2件と、緊急に必要なとなった場合の工事費を計上いたしております。節18負担金補助交付金の土地改良事業団体負担金につきましては、一般部課金が3万円、特別部課金が15万1,000円、農道台帳管理が25万4,000円でございます。その下の土地改良区負担金につきましては、各土地改良区において水の管理や防火機能等を含めて負担しているところでございます。その下の基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金につきましては、百太郎溝土地改良区が行います水路改修の事業で、900万の事業費の10%の町負担となります。そこに受益面積割となって64万5,000円を計

上いたしているところでございます。その下の熊本県農業農村整備事業推進交付金は、百太郎溝土地改良区が団体営で行います百太郎溝第12の制水ゲート電気設備改修事業として町の負担金20%を支出するものです。次ページをお願いいたします。目18清願寺ダム管理費です。清願寺ダムにつきましては、県の委託を受けて町が管理しております。ここではダム管理に係る人件費及び委託料について計上しております。節3の職員手当の時間外勤務手当ですが、ダムの水位の調節を時間外で対応する必要があるため計上いたしております。節12委託料、ダムのゲートや各種観測機器の保守点検等になります。点検により更新が必要となる設備も出てまいります。そのときには県と協議を進めながら優先順位を設け、県営事業により更新できるように取り組みたいと考えております。ハザードマップ作成委託料につきましては、令和元年度に国の計画いたしました、国の補助がつかせんで作成できませんでした。令和2年度では県からの2分の1の補助を受けて作成するため委託料を計上いたしております。節18負担金補助及び交付金は、清願寺ダム防災事業負担金で事業費2,000万の町負担が6%分を計上いたしております。90ページをお願いいたします。目1土木総務費です。こちらは主に人件費でございます。節1の報酬、節3の職員手当の会計年度任用職員期末手当、節4の共済費の社会保険料につきましては、住宅の耐震関係の事務処理や事務所内の工事や修繕に係る書類整理の補助等をお願いする会計年度職員分を計上いたしております。節12委託料、大規模盛土造成地変動予測調査委託料は、町内1カ所の調査を行うようにしております。この調査は、谷埋盛土面積が3,000平米以上のところが対象となります。調査内容は大地震により変動のおそれがあるかどうかの調査を行うものです。節18負担金補助及び交付金の住宅建築物安全ストック形成事業補助金は、歳入でも御説明いたしました個人住宅の耐震診断を3件、耐震診断の結果に基づく改修をされる分を1件、改修の設計監理分を1件、耐震診断から耐震改修工事設計管理を一体的に行うものを1件、アスベスト含有調査を1件、危険ブロック等の支援事業に1件を見込んで計上いたしております。目2環境整備資材等支給事業費です。各費用の分の合計で900万を計上いたしております。里道の舗装や法面防草対策などを行った場合、事業に必要な資材代、機械借上料を補助するものでございます。参考までに令和元年度では2月段階ですが18地区の共同作業が取り組まれております。次のページをお願いいたします。目1道路橋梁総務費です。節12委託料の道路台帳整備委託料ですが、令和元年度で道路整備を行った25路線のデータ修正に係る委託料です。パソコン上の図面データ各種帳票の修正をするものです。節18負担金補助及び交付金ですが、各種協議会や期成会の負担金がほとんどです。説明の4行目県工事負担金につきましては、深田地区の県道小枝深水線の道路改良と免田地区の国道219の側溝整備に係る負担金となっております。目2道路維持費です。節3職員手当の時間外勤務手当ですが、台風や降雪の倒木処理等に係る職員の休日出勤分を計上いたしております。節10事業費の主なものとしていたしまして、作業員ダンプの燃料代、町道の補修や公用車の車検整備修繕料となります。節11役務費の主なものとしまして、産業廃棄物処理手数料ですが、道路維持作業等で発生します伐木材やコンクリート、アスファルトがらの処理手数料となります。登記手数料ですが、道路改良に伴う所有権移転登記など登記分の書類整理と、登記を司法書士に委託登記を依頼する分でございます。次のページをお願いいたします。節12委託料の設計委託料ですが、交付金事業で行います狩所寺下線の排水改良、上村岡原線の局部改良、柳別府岡原線の越水対策、竹野地区の道路の4カ所の測量設計を計上いたしております。その下の道路維持委託料は、シンボルロード、ふれあいロード、町道の除草委託を町内の事業所一部はシルバー人材センターに委託する分として計上いたしております。その下の調査設計委託料ですが、橋梁の定期点検15メートル以上の47橋と15メートル未満の111橋の点検に係る委託料を計上いたしております。平成27年度から第1回目の調査が行われ、31年、令和元年ですね、から2回目の点検を行っているところでございます。二つ下の道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料ですが、平成30年度から更新して3年目でございます。その作業員を派遣していただいております町道の環境整備

を行ってもらうための10人分の委託料でございます。節13使用料及び委託料、機械借上料ですが、道路維持補修に係るバックホー等の借上料を計上いたしております。節14工事請負費、内訳といたしまして、道路維持工事が10本、舗装補修が13本、橋梁補修が2本と、年度内に予期しない緊急を要する工事等が300万を含めて計上いたしております。節15原材料費ですが、道路作業員が行う軽微な維持補修に必要なアスファルト補修材や生コン等分を計上いたしております。節16公有財産購入費は町道2路線分の用地購入費を計上いたしております。節17備品購入費は、チェーンソーを3台分の更新用として予定いたしております。節26公課費につきましては、公用車車検時の重量税となります。目3道路新設改良費、節3職員手当の時間外勤務手当ですが、道路改良時の工事に伴う時間外手当となります。節12委託料は、今井中学校線の測量設計と薬師堂線の家屋の移転補償鑑定分を計上しております。次のページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料ですが、工事積算システムのリース料、これは工事の設計に使用しますシステムのリースを計上いたしております。電子納品支援システムは、図面を書く専用ソフトの使用料及びメンテナンス費を基本セットとなります。節14工事請負費は、江島田頭川線、天神27号線、免田百太郎線、天神9号線の4路線の改良工事費を計上いたしております。節16公有財産購入費は、免田百太郎線と薬師堂線に係る用地購入費となります。目4道路改良費節3職員手当の時間外手当ですが、道路改良事業に伴う夜間の説明会、用地交渉等の手当として計上しております。節12委託料の設計委託料ですが、歩道整備に伴う岡原免田線の測量設計と、黒田古町線の交差点設計分として計上いたしております。節14工事請負費ですが、古町永才線の歩道整備工事分として計上いたしております。節16公有財産購入費、黒田古町線の用地取得費として計上しております。下の枠の目1河川総務費です。次ページをお願いいたします。節11役務費の登記手数料は、岡本川改修関連に伴います登記手数料となります。節12委託料ですが、球磨川の19樋門の樋管操作作業委託料と町内にあります県管理河川7河川の除草委託料と深田地区の田頭川放水門の操作管理に係る委託料となります。1番下の調査作成委託料は、岡本川改修関連に伴います土地調査業務委託料を計上いたしております。節13使用料及び賃借料、重機借上料は、町管理河川の土砂浚渫のために借上料を計上しております。目2河川改修費、節14工事請負費は、準用河川伊賀川でございますが、浚渫工事費を計上しております。下の枠の目1公園費、節11需用費ですが、作業用トラックや機械の燃料代、岡留公園の電気、水道代、軽トラックの整備点検、作業機械や公園遊具の修繕代を計上しております。節11役務費の道具診断手数料は、岡留公園遊具の定期点検手数料をとなっております。95ページをお願いいたします。節17備品購入費は、自走式刈り払い機1台を購入を予定しております。下の枠の目1住宅管理費、節3職員手当の時間外勤務手当ですが、職員の管理人会議や入居者抽せん会、住宅料徴収といった分を計上しております。節13需用費の修繕料ですが、町営住宅管理406戸の早急に修繕しなければならない分、突発的な修繕費用を近年の修繕実績等により計上しております。節11役務費の建物火災保険料ですが、町営住宅分の火災保険料の掛金となります。96ページ、次ページをお願いいたします。節12委託料、浄化槽管理委託料は、浄化槽30基分の管理委託料となります。目2住宅建設費節3職員手当等の1番下の時間外手当分は、職員の住宅入居への夜間の工事説明会や工事検査が休日の場合もございますのでその分として計上しております。節12委託料の設計委託料は、丸尾2団地、それから星原団地の改修工事設計業務委託と、管理委託料、令和2年度の改修工事予定の免田二子団地工事分と岡原地区の新堀内団地の改修工事分となります。それから町営住宅長寿命化策定の委託料、これは5年に1度の見直し分でございますがその分を計上いたしております。節14工事請負費は、二子団地改修工事1棟18戸分、新堀内団地の屋根改修工事6戸分を計上しております。118ページをお願いいたします。2枠目の目1農地等災害復旧費、節8旅費は、災害関連の旅費を計上しております。最後に1番下の枠の目1公共土木施設災害復旧費、節8の旅費は災害関連の旅費として節10の需用費の消耗品は、災害関連書籍代として計上しております。以上、建設課の説明

を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは上下水道課所管分につきまして御説明いたします。20ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目の中段の目3衛生費国庫補助金の節1保健衛生費補助金、一行目の浄化槽設置交付金は、個人が設置する合併浄化槽に交付する補助金で、その3分の1を国が補助するものでございます。5人槽10基、7人槽2基分を計上しております。23ページをお願いいたします。中ほどの目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金の一行目、浄化槽設置事業費補助金ですが、国庫補助と同様の合併浄化槽に交付する補助金で、その3分の1を県が補助するものでございます。次に歳出でございます。68ページをお願いいたします。前ページの目3環境保全費の続きとなります。下段の節14工事請負費でございます。これは、本年度から取り組んでおります合併浄化槽維持管理費補助金に係るものでございまして、下水道処理区域外で設置されている合併浄化槽の維持管理費用が実際に使用される水道使用料で、下水道使用料相当額を算出した額よりも高額となる場合にその差額を補助するものでございますが、井戸水を御利用の世帯について上水道を御利用の世帯と同様に使用料を正確に算出するために量水器を設置させていただくものでございます。40件分を予定しております。最下段節18負担金補助及び交付金の3行目、浄化槽設置整備事業補助金ですが、浄化槽の設置に対する補助、5人槽10基分、7人槽2基分、それに新設またはくみ取りからの切り替えの助成が10基分、単独浄化槽からの切り替えの助成が2基分と合わせまして、642万8,000円を計上するものでございます。次の合併浄化槽維持管理費補助金につきましては、工事請負費で説明しました令和元年度から取り組んでおります補助金でございます。本年度の補助金の状況は、交付対象世帯が現時点で277世帯、約700万円を見込んでおりますが、水量の変動や維持管理が改善された場合などを想定しまして、来年度分は対象世帯354世帯、補助金額は本年度と同額を計上しております。72ページをお願いいたします。最上段の目10水道費、節18負担金補助及び交付金、水道事業特別会計補助金ですが、収益的収入の財源としまして、総務省通知による公営企業繰出基準相当額の繰り出しをお願いするものでございます。次の節23投資及び出資金、水道事業特別会計出資金でございますが、資本的収入の財源としまして、主に起債の償還元金や、建設事業費の財源の一部として繰り出しをお願いするものでございます。97ページをお願いいたします。最上段の目1下水道費、節18負担金補助及び交付金、下水道事業特別会計補助金でございますが、令和2年度から公営企業会計と移行いたします新たな会計の財源としまして、一般会計から3億3,633万7,000円の繰り出しをお願いするものでございます。次の節23投資及び出資金、下水道事業特別会計出資金でございますが、主に下水道事業債の償還及び建設改良費に充てる財源としまして繰り出しをお願いするものでございます。補助金及び出資金の合計は、3億7,911万円となっております。前年度の繰出金からしますと、4,050万円の増となっております。令和2年度の下水道事業自体はほぼ本年度同様の内容でございますが、御承知のとおり新年度公営企業会計への移行に伴いまして、従来の官公庁会計の単式簿記にはありませんでした減価償却費等が経費として計上されることとなります。増額分につきましては、減価償却費等が主な要因となるものでございます。上下水道課所管分は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明ありませんか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行ってまいります。それで質疑が足りないようであれば一括で質疑をいただく時間を設けたいと思います。まず、農業委員会及び農林振興課分について質疑ありませんか。市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） 2番市岡です。農林振興課にお尋ねをいたします。ページは82ページ林業費そして84ページ鳥獣対策、そして84ページの廃目となりました防除に関してです。まず1点目、82ページの林業費、施政方針に町長のほうが15ページにですねこれ林業振興基金を活用し、林業経営体育成

もしていきますということがございます。今です、農業の新規就農者にはしっかりとした手当、そしていろんな方針をです、今回も策定いたしていただきましたけれども、やはりあの林業の現場においても、林業の経営体、そして従事者です、ほとんど我が家でやってる方何件かいらっしゃいますけど、ほとんどお勤めっていう形での従事者になるかと思えます。そういった人材不足というのも深刻になっているっていう現状をお聞きしております。その中で、こういった対策にどうお考えになられている、ここには今回そういった部分での項目はありませんけれども、今後こういったふうな考え方を持たれておられるのかと2点目の鳥獣被害です。鳥獣対策におきまして、こちらは今捕獲に当たって、補助金を出すということになっております。実際です、天草市、こちら辺は県の特例ということで特例を設けて、やはり従事者以外でもこういう狩猟農等です、持てるようなそういった措置をされているようです。そういったことも今後含めていただけないかっていうのも一つのお願ひも含めて、本当は免許持っとらんでもこうシカは取りきつとかサルは取りきつとかっていう方々もいらっしゃいますけど、なかなかそういうところに制限があるっていうことでできないと。そういった特例の例をきちっとこう一度調べていただいてです、そういった状況の中でのこの町日本全国に今問題になっていることではございますが、そういったところでの対象ができないかっていうのが1点です。そして最後になります。84ページの廃目の防除、これは深田地区の松くい虫防除にかかわることだと思います。これに関しても深田地区の方、旧村のですね、いろんな意向がありながらこの松林の育林にしてこられたと思います。現状もいろいろございますが、そういった経緯と廃目にした経緯、そして今後の対処、話によりまして3年も傍聴しないとやはり松は真っ赤になってしまいますと、枯れてしまいますというような業者の方の御意見もございます。そういったところに今後どう対処していくかっていうところも含めてこの3点をお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） まずは林業振興基金関係の支援策ということなんですけれども、今回は新たに林業従事されている事業者の方々に対する、職場の環境整備ということで、プレハブや休憩するプレハブや、そういった空調設備など昼休みなどの休憩等に冷房等も整備して、環境整備するできればということで、今回追加の項目を設けたところであります。今後もそうしたいろいろな支援をです、必要などころは出てくると思いますので、今後におきましていろいろな要望聞きながら個人的なことを事業者のことを関係性をです、また考えていきたいというふうに思っているところです。ただあの獣害関係の免許がなくても、罠を持てるようなその辺は特区ということをお聞きしましたので、今後そういった地域のことをです、参考させていただきまして、我が町でもです、そういったところができるようであれば地域体というふうに思いますが、やはり関係、近隣のですね、町村のそういう免許を持っておられる方、本町でもそういった資格を持っておられる方とのやはり縄張りとかです、そんなところも出てきますので、その辺は考えながらしていきたいというふうに思います。松くい虫の防除につきましては、これまでいろいろ養蜂農家の方々です。方がたから県のほうの会議におきまして非常に厳しい意見を出されたということを聞いています。そういったところで、やはり蜂が弱くなるというふうなところでです、どうしても空中散布っていうか防除を中止してくれという強い要望があったことは聞いております。あさぎり町におきまして熊本県内ではあさぎり町のみというふうになっておりましたが、今回中止をすることになりました。内容的に考えてこちらで検討したことは、やはり松林がです、今現在だんだん少なくなってきましたけれども、そんなに大きく減少はしていないというところと、あと空中防除ができなくなっても今度からです、松林の一応、確認しながら伐倒防除とか、そういったところをしていくように考えておりますけど、二、三年はそういった松林を確認しながら必要に応じてはこういう同様に整備事業費の中で予算を組んで、そういった伐倒防除をしていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） はい、猟友会もですねそれぞれ皆さんいらっしゃいます。いつも年齢がどんどん高くなっているという報告もいただいておりますので、こういった方々ともやっぱバランスもあるかと思っておりますので、その辺はしっかりと連携をとりながら行っていただきたいと思っております。松林に関しても、今後その面積がですね一帯に密集して植えてあるということで、そこら辺の環境をですね一気に変えてしまうような条件にならないような対策を常に監視していただいて、監視員さん等もいらっしゃいますので、そういった状況を逐一御報告をしていただくような形をとっていただきたいと思っております。まず通常たくさん松はございますけれども、はい、1カ所に集まってるっていうところはこういう地区にありますので、そういった体制をしっかりとよろしく願いいたします。1番目の林業もですね、町長もよく山のことは詳しくおわかりかと思っております。そういったところで現状の把握もしっかりと聞いていただいてですね、従事者というところの、今若い人たちが会社を建ててどんどんやってるっていう話も聞いております。魅力のある仕事だとも感じておりますので、そういったところを今一度掘り下げて、しっかりと対策をお願いいたします。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今担当課長のほうからほぼ説明は進んでおりますので、私の回答もほぼ同じですが、林業振興基金についてはですね、先ほどお話がありましたように、プレハブ休憩室とかクーラーとかを設置しないと、この夏の暑さに対してですね、今ほとんどの現場の人が自分の車の中でエアコンをつけて休憩しているというような状況が林業の現場では多いので、こういう暑さ対策とかですね、また熱中症対策としても、こういうものを今担当課のほうで検討してくれたわけです。それと林業後継者育成で今若手の人たちもだいぶこの業界に参入してきてますけども、やはりこれ町だけの対応は難しいんですが、やっぱり林業従事者に対するやっぱり年収、こういうものが今現在、大体300万ぐらいだと言われてます。300万いけばいいほうだと言われてますが、やはりこういう所得の向上というものもやはりこれはもう国全体で考えていく。もちろん県のほうにもそういうことをですね、いつも議論を投げかけて、今五木のほうに林業大学ができてますけども、林業大学のほうもやはり大学を卒業して所得が安定しないと、せっかく林業大学を卒業してもその仕事にこれからずっと継続して従事してもらおうということも不可能になっていきますので、そういう所得の面とかですね、そういうことも考えて取り組んでいきたいと常に要望をしていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） 9番豊永です。農業委員会と農林振興課に1点ずつお伺いしたいと思います。まず農業委員会のほうからですが、72ページのほうに農業委員会の予算が載っておりますけれども、そのほかにもですね多くの業務があることは承知しておりますが、その中で経営の報告事項というようなことで、農地所有適格法人の事業の実施状況等報告についてという文書を2月ごろに出されておりますけれども、農地所有適格法人の要件適合確認のためということに文章ではなっております。これは提出がですね報告を農地所有適格法人の報告書と各年度の決算書ということになっておりますけれども、非常にこの状況報告等についてですね決算書まで果たしているのだろうかという疑問点があるという話を伺いました。この点をまずちょっと伺いたいと思っております。それから農林振興課ですが、本庁舎の玄関のところにTPP対策の点幕が掲げられているわけですね。あれも恐らくもう10年ぐらいたつんではなかろうかというふうに思っておりますけれども、昨日片山課長に確認しましたころ片山課長当時のときに、若干文字を書きかえて下げたという話でありますけれども、今の時代にはちょっともうそぐわないのではなかろうかというふうに思っておりますので、この2点についてお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地所有適格法人の報告についてのお尋ねと思います。議員お話しありましたように、毎年その状況について報告が義務づけられておまして、決算書までの添付が必要なのかってことなんですけれども、言ってしまいますとそれがないと状況が把握できないっていうことがありますので、法人の側からされますとですねそこまで出たくないってようなお気持ちはわかりますけれども、状況の把握としてですねそれから過去3年間の状況についても報告を上げてもらうようなことにもなっておりますので、これは法令といいますか、定められた提出物ということになっておりますので、御理解をいただいて提出をお願いしているところです。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） 議員おっしゃられました本庁舎の向かって右側に看板が設置されておりますけれども、平成23年に設置されております。平成28年には文言の修正をして、その後農業委員会のほうから、またTPP反対という文言を追加してくれということによって要望がっております。10年ほどを経過しているところなんですけれども、TPPに関しましては、現在も継続していると言えはなんですけど、今後イギリスの参加も見込まれるというようなことと、東アジア関係の諸国もここに参加してくるということも考えられております。まずはそういった内容につきましていろいろ考えて検討しまして、農業委員会からもそういった要望が出てきておりましたこともありますので、農業委員会のほうでもですねその設置を設置分をどうするのか、外してもう撤去していいのかとかそういったところを確認いただきまして、次年度におきまして撤去するのか。また、色を塗り直して文言を変えてまだ続けていくのかっていうのを判断したいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 当時のですね経緯をちょっと調べてみたんですけれども、平成27年ですかね、その頃に当初は農業委員会のほうからそういう反対の取り組みを行いたいということで、議会それから町のほうも御理解をいただいて掲示をしておるところです。で当時の話、当時の状況からすればですね、財界経済界にしてみれば、賛同というかそういう動きがあったでしょうけれども、農業者、特に最近の動向を見ると、特に畜産関係については相当な痛手があるという状況については今も余り変わってないかと思えます。ですので、それと農業者だけではなくてですね、国民の皆さんにも食の安全が脅かされるんじゃないかとか、そういう不安が否めないところもありますので、昨日農業委員会会長ともちょっとお話をしたんですけれども、これからのですね状況の推移を見ながら、農業委員会としてもこの取り組みについてやっていくかというのは推移を見て判断していきたいというふうに考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） まず1点目の農業委員会の農地所有適格方針の実施状況の話でありますけれども、これは確かにですね農地法の第6条第1項の規定にあるということは承知しておりますけれども、これも数年前から決算書の添付が必要になったということですよ。それまでは報告書だけでよかったということです。ただですね決算書がなぜいるかっていう話が、県まで提出という話ですが、どういったことに使われているのかという不信感があるわけですよ。だから電話対応されたときにですねもう少し丁寧な説明が必要ではなかろうかというふうに思うわけですよ。結局対象者の方が結局電話を聞いて1番下に報告をしなかった場合という文書を書いてあつですよ。罰則規定を書いてあるわけですね。非常に高圧的な文書だなと。まずこれで頭でカチンとこられて、電話対応でもそういうふうな話をされたということで、もう少しですね丁寧な説明が要るのではなかろうかというふうに思います。そこらあたりはよろしくお願ひしたいと思います。それから看板の件ですけれども、これは申されたようにですね、関係機関との協議が必要でし

ようけれども、できればですね今の時代にあったような文言あたりを協議していただいて掲げる掲げないは別としてですね、あさぎり町の農業団体はこういう意気込みでいるということを示すためには必要ではなからうかというふうに思いますけれども、そこら辺は検討をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農地所有適格法人の報告書の件に関しましてはですね、大変あの対応がですねまずかったということでお詫びしたいと思います。ただいきさつとしましては、事業年度の終了とともに提出いただくようお願いをしておったところなんですけれども、なかなか提出がなかったということで督促というそういうような形で文書を出した経緯がありますので、その文章の表現、書式等もですねちょっと検討させていただきたいと思います。御協力をお願いしている立場でありますので、その辺は改めるところは改めて今後対応していきたいと思います。それから看板のほうについて、看板だけではなくて農業委員会の取り組みに関しましては、今議員御指摘のところも踏まえてですね、先ほど言いましたように農業委員会として今後検討させていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、ただいま農業委員会事務局長が申しましたように文言等についてはですね、議員が言われたようなものも設置するのであれば、このまま設置するのであれば、現在にあったような文言に変えて表示をしたいというふうに考えているところです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ここで休憩をいたします。午後は13時30分からです。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。農業委員会及び農林振興課分について他に質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番難波です。農林振興課に1点お尋ねいたします。82ページの委託料、出生祝い用木製贈答品の制作委託料の55万円、そして83ページの補助金、負担金補助金及び交付金のところで、林業活性化推進協議会補助金これ20万ということで出ているところでお尋ねいたします。ここは新生児の出生のお祝いということで、木製品をプレゼントされるということで聞いておりますけれども、町内の業者さんそして町の出身の業者さんをお願いされてるということで、商工のですね発展のほうにも寄与する分野だと思っております。ただし新生児の出生はあさぎり町では毎年減ってきております。そういうことを考えますと、業者の方がつくられる製品の数も減ってくる。そうなるそうですね非常にもったいないことでもありますので、できれば時代に合わせて、これから高齢化が高齢者が増えておりますので、新生児だけと言わずですね、金婚を迎えられた御夫婦への記念品とか、100歳の誕生日を迎えられた御家族への記念品、そういうものもあさぎり町の森林資源を使った木製品をお祝いでお贈りするということでもう少し幅を広げた委託料そして補助金の拡大も考えていただければというふうに思いますが。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、まずは出生祝金関係の木工品の贈呈関係ですが、これにつきましては、昨年度から森林環境譲与税がこちらに交付されるようになりましたので、その中で県国からの使途の中にそういった若者若い方々へのそういう森林に親しんでいただくというようなことを目的に、今回補助を贈呈をするというようなことにしております。その中で高齢者の方々に対してもということですが、また内容をですねその人の目的等もありますので、その辺は考えながら、まだまだこれがずっと続いていく

ものでございまして、今後森林環境税となりますともっと交付税が増加していく行きます。そういった人につきましても、非常にいろいろ各都道府県で苦慮されているところもありますので、そういったところもですぬ補えるようなこととなりますと、高齢者の方々に対しての支援もできるのではないかとこのように思いますので、今後考えていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） これは全国的にも広がっているということで、森林資源の豊富な県はですねよくホームページなどでも載せておりますし、あさぎりの業者がされている手仕事展のようなものもたくさん開かれていますと存じております。できましたらですね、町内の保育園とか幼稚園の室内での遊具の導入とか、そういうものも木製品の温かいぬくもりのあるものを子供たちになめてもさわっても害にならない木製品での遊具、とても木育という点でもですぬ非常に重要だと思いますので、一緒に考えていただきたいということ、そしてこれから福祉の拠点が岡原のほうにでき上がりますが、その中にも子供の子供専用のプレールームがありましたらそこにも導入などのですぬ検討いただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。そういった木工品の貸し出しについてはいいですかですね、今県のほうでも現在行われております。各保育園幼稚園とかにそういった木工品の貸し出しも行っておりますけれども、こういった譲与税もできましたので、町独自でそういったものを製作しまして幼稚園等に配布するのもいいと思います。また五木村のほうには、遊び場があつてですね、室内の遊び場がありまして、木工品を活用したそういうもの遊び場もできておりますので、そういったところにふれあい福祉センターの今のところにそういう配置ができるようであればその辺も考えられればですね、そちらにも支援をしたいというふうに思っているところです。

◎議長（徳永 正道君） 他にございせんか。永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） 10番です。84ページですね、鳥獣被害防止事業費のことで質問をいたします。シカ、イノシシ、サルそれからカラス、アナグマですか。他にもですね鳥獣害としまして球磨川でここ数年カワウが、鮎とかハエとか鯉、鮎、小さい魚を食べるといような被害が出てるようなことを聞いて、そしてまた昔ではカワウというのは私はあんまり見たことなかったんですけども、ここ近ごろですね、ここ数年と申しますか、球磨川の浅瀬、大体どこどこっていう場所もわかりますけれども、そういったところで本当に多く見受けられます。そういった被害とかは聞いておられませんですか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。2年ほど前にですね、球磨川漁協から町のほうへもそういったカワウの駆除関係の要望があったところであります。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、その件に関しましては町村長会のほうでもですね、国とか県にそのカワウの被害が甚大であるということで要望活動をやっております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） 熊本県とかでも球磨川だけじゃなくてそういう被害あつてるような報告と申しますかそういったのも実際あつてる、ございますよね。で、とにかく昔は見たことなかった、そしていけば水面にいるああいうカワウですね。それを駆除するというのは非常に難しいと思います。鉄砲で撃つにも水平撃ちはできないとかそういった決まりがあると思いますもんで、それでもですねやっぱりその被害として球磨川漁業さんがやっておられる鮎とかには本当に実害と申しますか金額、お金のほうでも被害が出てると申します。そういったところですね、こちら町としてできるのか、球磨川漁協とタイアップしてできる

のかというのは熊本県でできるのか、私もそこをちょっとわかりませんが、なるべく早く手を打てる  
ところはですね打ってほしいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、昨年度から試験的にではありますけれども、熊本県各地です  
ねまずは調査をされて、ある程度そのカワウがいる範囲を選定されます。昨年度は球磨川でも数カ所の  
そういった集まっているようなカ所を選定しまして、県内のハンターの皆さんと一緒に駆除をされる  
ように、日を決めてですね、されたところでありますが、どうしてもそういった方々がいらっしやばい  
ないというようなことが非常に多くありまして、捕獲までは至っていないようなことも聞いてお  
ります。今後もそういったこれを捕獲するにあたってですね、うちはいくらしましても、流れてい  
るところに取りに行くともまた大変なところもありますので、やはりあの県のほうが主導となっ  
て進めていってほしいと思いますので、それに応援していくというような方向でいきたいとい  
うふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長はよかですか。他にございませんか。小出議員。

○議員（7番 小出 高明君） はい、7番、小出です。75ページ農業支援センター運営負担金、  
今回バックホウの草刈り機とラジコンの草刈り機を導入されるということで、農家の方も大変傾斜地  
とかそういった草刈り依頼も増えて本当に助かると思っておりますが、トラクターアーム型の草刈  
り機については、自走式で自走で現地に行かれるわけですが、バックホウとかラジコン草刈り  
機については、自走ではいけない。移動の分担はどのように考えておられるのかお尋ねした  
いと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、今回導入予定しておりますバックホウ型の草刈り機とラジ  
コン型の草刈り機なんですけれども、ラジコン型につきましては、現在軽トラックを保有して  
おりますので、農業支援センター保有しておりますので、それに積み込んで移動ができるとい  
うふうに思っております。またバックホウ型の草刈り機につきましては、できますればそ  
ういった車両運搬車がありますがそういったものをリースして、その時間時間です  
ねリースをしまして、移動し作業を行っていくような方向に進む進めてい  
きたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（7番 小出 高明君） バックホウですねリース会社で頼む場合には、3ト  
ンクラスのバックホウは片道5,000円ぐらい取らるってですね。そのリースの車  
両を借りられる場合幾らかわからないわけですが、そういった負担とい  
うのはどちらがもつわけですか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。その点は、作業料金に関係してく  
ると思いますけれども、まずはそういった運搬車を所有しておられる事業者  
に対して幾らぐらいでできるかというのを確認しまして、その辺を考慮  
して支援センター負担とその事業者負担、依頼主負担と折半するの  
かどうかというのはですね、そこで決めていきたいというふうに思  
っております。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（7番 小出 高明君） 委員会でも出ていたようにですね、将来は私  
はトラクター、あるいはトラクターとトレーラーが必要になってくるん  
じゃないかなというふうに思います。その辺も今後考えていただ  
きたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、議員の言われましたように先  
ではですね非常に要望が多くなりますと、そういったリースの車  
輛をするのも大変になりますので、支援センターでもって、トラク  
ターにトレー

ラーをつけて移動するようなことも考えていきたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） ほかに、久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） はい。1点だけ伺いたいと思います。ただいま7番議員の関連ですが、町長に伺いたいと思うんですが、町長の施政方針の中ですら6ページ、この7番に出てくる特定地域づくり事業協同組合制度を活用したいということで、ここに述べておられるわけですが、まずこの制度のちよつと具体的な説明をお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。これはですね人口減少地域に中小企業等協同組合法に基づいた事業協同組合をつくって、結局そこにも書いてますが、なかなか年間を通じて仕事がない。あるいは一定の給料水準を確保することができない。そのために人材を確保することができないというために、町が主体になって中小企業等協同組合をつくりまして、そこに人を雇用して、雇用して派遣していく。それに対して、国が4分の1、市町村負担が4分の1、あわせて2分の1を補助して行って、その事業組合の運営をスムーズにしていこうということで、要するに地域の人手不足を補うための一つの手段ですよね。ですから、今農業支援センターがありますが、それに類似したような団体だと思んですけど、この場合は農業だけじゃなくて、いろんな業種に対して行えるということで、年間を通じて仕事をつくって、そして働く人達の一定級の給与を保っていこうというような制度です。ですからこれは地域内の一次産業二次産業三次産業、すべての人に対応できるということで、地元だけの地域内だけじゃなくて、地域外の人たちも入れるということで、都会からできるだけ人を地域に戻そうというそういう国の取り組みの一環だと思います。

◎議長（徳永 正道君） 久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 農業には農業支援センターがあって現在ですね、稼働してますよね。そういうシルバー人材センターもあるわけですが、今町長が申されました多方面の産業にも対象にということでありますが、このすみ分けはですね今後どうなされていくかわかりませんが、これはもう町としてもこの制度を具体的にやっていきたいということなんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、これもぜひ取り組んでいきたいと思っております。それで農業の支援センターとのすみ分けがどういうふうになっていくのか、もう少ない若い労働者を支援センターとここで奪い合うようなことになってはいけませんのでですね、そういうところを整理しながら、また国の制度ですので、国からいろいろ制度についての詳しい詳細なことも聞きながら、支援制度がある制度はどんどん活用してそして若い人をあさぎり町に招き入れることに取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） 8番森岡でございます。1点だけお尋ねしたいと思います。ページはですね、75ページの委託料の中に農業経営診断委託料ということで計上されております。このことにつきましては町長の施政方針の13ページですら産業活性化プランのプランの推進の中に農業系に関するものに診断を行って、その上でその結果を専門組織の中で検討するというようなことで書いてございます。まず農林振興課の中に委託料の運用の方法等1,600万の算出したされた根拠、町長のほうには今私が申しました専門的な機関で検討ということでありますが、どのようなことを考えておられるのかをお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） これは12月の債務負担行為のほうでお願いさせていただきました件なんですけれども、現在進捗のほうをこちらからお知らせしたいと思います。現在事業者に対しましてのプロポーザルのほうを行っておりまして、3月の17日にその説明会をおプロポーザルの説明会をお願いしている

ところであります。また農業者の方々にも協力いただければなりませんけれども、約130件の農家の方々をお願いをしたいということで認定農業者協議会のほうにもお願いをしているところであります。それを3月末までにはなるべく多くの農家の方々に協力いただけるような方向で現在進めているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、どのようなメンバーでやっていくのかその分析をやっていくのかっていうところですが、5ページの4番の専門人材の確保と育成というところに書いてます。下から2番目のところですが、農業を関係を経験された町とか県とか、JAの職員さん、そういう方とか、それから今実際に大学にもお声かけをさせてもらってますが、大学の農業の専門の教授、それから民間の経済研究所も今非常に農業に対する取り組みに対して積極的な地域経済研究所があります。そういうところも今2カ所ほどぜひ協力させてくれという話があります。それからもちろん今度プロポーザルで決定します中小企業診断士、それから地元の経済に詳しい税理士、それから地元の金融機関、それからいろいろな専門家を招いてですね、どちらかという内部というよりも外部の人たちの組織して、そういう専門家を組織して、シンクタンクを構成して、そしていろんな面で多面的に分析をしていただいて、やはりあさぎり町農業の強みとそれから弱みを把握して強みを伸ばす、弱みのところは改善していく。そういう取り組みをしたいと考えてます。幾つかはもう既にこういうものができれば協力してもらえますかというような話をしていますが、皆さん農業問題に農業のこれからの取り組みに対しては非常に皆さん積極的で意欲的ですので、いろんな方がお集まりいただけるんじゃないかなと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） はい、12月にはですね詳しくは説明を求めませんでしたけれども、ちょうどただいま御存じのとおり税の申告期間でございまして、それぞれ申告等のお手伝いをなされているところでございますけれども、私のほうもそういう青色関係の農業関係のほうの役をしております、現在あさぎり町で300名近くの青色申告者がございます。球磨郡全体で約1,000名そういう中でこの記帳を通じたところのそういった支援システムといいますか記帳代行含めて約170名の方がやっておられます。これで年間を試算いたしますと、こういう1,600万というような数字じゃなくて経営分析までやってですね、1人当たり10万そこらでできるという話でございましたので、そこをですね単独でやるんでなくても、現在やってる記帳方法の中で両方で運用できるのであれば最終的な経営分析までやってるということでございますので、数字的な問題じゃなくて個々の農家でございますので、内容がでございます。やっぱり品質の問題とか量の問題とか出てきますので、単なる数字の中で分析するんじゃなくて、現実になったところの分析でいくのが、やっぱりそういった専門性の高いところの事業所のほうもあるんじゃないかと思いたしたので、さっきの専門性の会議の中でですねそこところをちょっともう少し詰めていただければと思いたしたもんですから、もう一度お考えをお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、おっしゃるとおりに、ただ経理上の数字だけですね経営の分析をできるものではないと思います。1次産業の場合はその作物のやっぱり品質とか、あるいはいろんな条件が加味していきますので、単なる中小企業診断士では正式な本当に正確な分析はできないと思います。そういうところに、いろんなその知識経験を持った農業経験の人たちが入ってもらうことでその辺のところお互いに補充しながらやっていければというふうに考えます。それと私もいろいろ中小企業診断士を活用したことはあるんですけども、ほんとに方程式にのっとただけの経営分析をされるような診断士もおられます。それじゃなくて本当にここに対応した診断をすることが必要じゃないかということで、こういうふうなシステムを考えたわ

けです。ですので今森岡議員が言われますように、この地域の特性に合った診断ができるように、農業に関して本当に詳しい方、この地域の農業に対して詳しい方もメンバーの中に入れていただいて総合的に勘案していきたい。検討していきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） そういったことですね、もう少し青色の身内のことを話しますと、県下全体で現在クラウドのサービスを使ったところの気象業務支援システムを構築に向けて頑張っております。これが県全体で約2,200万です。あとはランニングコストが年間200万ぐらい要るぐらいで、会員の利用度ですけれども、そういったところで経費はできるだけ安い方向でできますし、最終的な先ほど申しました経営分析ができるようになっております。そういったところをですね、もう1回あたってもらっちゃうか、実際にそれに当たっては、参考にされてできるだけこうあとでそれぞれの町民の負担にならないような形で進めていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、そういう制度も私もとにかくこの事業も1年だけしかまだお願いをしてません。今森岡議員が言われたようにいろんなやり方がありますし、コストの安い方法もあると思いますので、そういうのを活用できるところは活用していきたいと思います。それとこれについて町民からの負担はないようにしていきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 12番小見田です。2点について伺いたいと思います。ただいまの類似の質問になりますけど、ページは75ページで経営診断士のことと、農業振興補助金について伺いたいと思います。まずあのさっきの農業経営診断者、森岡議員からもありましたけど、今の中小企業診断士の中において全国組織の農業経営支援センターというのがございまして全国展開をして分析をしているという事実がございまして、そこに多分依頼されるのかなと思ってたんですけど、今のところは話を聞くとまだ固定的ではないような見解でございまして、この政策の中においてですね個々の農家に対して伴走型というふうに伴走だって言ってるんですね。で、伴走型というのは1年限りの一応この事業だというふうに先ほどお話があったようなんですけど、1年きりで終わっていった効果というのが果たしてみえるのかなという疑問があるわけです。やっぱり経営が安定化するまでに対するその伴走型の考えですね。今回かなりの金額を投下されますけど、それを生かすために、その伴走型としてどういうことをまず考えて今回の予算を上げられてるかということですね。それから次の質問をいたします。同じページでありますけど、農業振興補助金がですね新たに今回変わってまいりまして、これの2月3日の主要事業説明のときに、伺ったときには要綱はあとで予算が可決した後に策定するというようなお話でございましたけど、要綱になろうとするそこに書いてありましたよう要件等読みますときに、個人の所得が280万、家族でやっても560万円以上、これは申告のときのですね専従者控除の前の金額でございまして、そういう農家である程度の規模の所得の高い農家が対象になってまいります。で1番下のほうにありますように、新規の就労者に関しましてはもう就農して5年以内の形態で50万円以上、50万の上限を設けてということでございまして、その場合は所得の要件を公表するとなっております。所得要件を除いて新規農家に対する50万の助成とですね、一つ高額な所得を要件としているときに、高齢化してですね、生きがいで農業を営まれるそれ以下の方々もかなり高齢者の中におられると思うんですけど、その方々がこの農業振興補助金の中から漏れていないかなという考えがあるわけなんです。そこら辺についてもやはりさっき言いましたような新規の農家、これ多分5年以内の経営、就農して5年以内のということは多分若手のそういう農家を対象にしてあると思うんですけど、その逆ですね、現役をリタイヤではないんですけど、所得はそこまではいかないけど、やはり年金プラスア

ルファで、ハウスでもつくってですねこの小物野菜をつくりたいという方々に対しての支援策というのも、この中にどっかに盛り込む必要はないかなと思ひまして、これ要綱でございますので、議会の議決を要することはありませんけど、これ町長のほうに権限がございますので、それについてどのように今お考えなのか、要綱の中になろうという中にもですね、ちょっと不明瞭な部分があるように思うんですけど、例えばこの同機種機械の複数申請はできないとか、耐用年数以内の追加申請はできないとか非常に明確な部分もあって、またこういう同機種機械の複数申請はというふうな少し補助対象する場合の対象の要件です。これをもう少し明確にされたほうがいいのではないかとということで我々、々の権限ではないですけど、それについてのこの予算を立てられて、次に要綱を作成されるあたりについての考え方を伺いたしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、まずその中小企業診断士の伴走型ですが、先ほども申しましたとおり、診断して終わりっていうのが普通中小企業診断士の場合はそれが多いですよね。だから、方向性を出したなら、ずっとやっぱり経過を見ていかないと、せっかくのアドバイスが1回で終わって、もう日にちがどんどん経過するうちに、改善すべき点のことももう記憶から消えてしまう。それではせっかくの企業診断もなりませんので、やはりそれをずっと成果を追っかけていく。あるいはそこでまた立ちどまって、また見直すところも必要かと思ひます。そういう意味で伴走型ということとしたわけですが、1年で一応今回は区切りをするようにしています。それは、今森岡議員からもアドバイスをいただきましたけれども、そのような私がまだ認識していないいろんな制度、いろんなやっぱりこっこのほうがもっとコストが安くいいものがあるとか、そういうものがこの1年間の間にいろいろまた情報として出てくると思うんですよね。だからそういうものを精査しながら、次の令和3年度に向けての取り組みを考えたいと。ですので、今担当課のほうにお願いしているのは30個の診断を10月までには終わらせるようにしたい。11月、10月11月でそれをシンクタンクの人達に分析をして、そして早く来年度、令和3年度の予算を組むときにしっかりと方向性を出さないと、今年度のものもむだになってきますし、継続性ができませんので、そういうふうな計画で進んでおります。ですので、私も企業のほうで見た中小企業診断士ですので、農業とそれをかみ合わせたときに、どうなっていくのか、そこ辺のところも私もしっかり見きわめていって令和3年度の継続をしていきたいと考えているところです。そのときにはまた御提案をさせていただきたいと思ひます。それからの振興補助金につきましては、これまで3年間やりまして、今も年度末にかなりの申請が出てますけども、一応一通り行き渡ったんではないかと。でも、本当はもう、振興補助金を一度もう終わらせようかという考えもありました。だけどやはり町民の皆さんからは、農家さんからは継続してほしいという声がありましたので、一応令和2年度にはこういう取り組みで取り組ませていただきたいと。またそれを受けて令和3年度をまた必要であれば今小見田議員が言われたような高齢者の方とか、そういう人たちからの要望とかがありましたらまた取りまとめて制度を見直すこともあると思ひます。また要望については、担当のほうから説明をさせますのでよろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、農業振興補助金につきまして、農業機械関係施設の補助を行ってまいりましたけれども、先ほど町長が言われましたように、ほぼ申請がなされたのではないかとというふうにご考へしているところでもあります。そういった中で新規就農者の方々につきましては今回50万円の上限を設けて支援をしますけれども、今年度までの3年間の中で、ハウス関係の支援もやったところで、それは高齢者の方々に対して、幾らかの小さなハウスの中で、野菜を市場に持っていかうかですね、そういったところも行ってまいりましたけれども、そちらはどうしても申請が1件しかなかったということで、非常に残念なことになったんですけども、そういったところをまた考えながら進めたいというふうにご考へします。また要綱

等につきましては、不明瞭なところも御指摘いただきましたので、要綱につきましては、前回いろいろ見直すということをお話をしさせていただきました。そういったところで、熊本県等の要綱などを参考にですね、今回、内容を見直させていただいて、全員の方にわかりやすいような要綱作成に進み、努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 中小企業を診断士の中にさっき申しましたけど農業経営の分析をする全国組織の農業経営支援センターたるものがあることは御存じだったと思うんですけど、やはりその辺のところの積算でこの予算になっているのか。この1,300万ですかね。それについては、全国組織の農業者経営支援センターの資料とか、情報とかを得らずにということをございましょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、全国農業経営支援センターですか、の存在のことは私も今日今初めて聞きまして、そこの意見は聞いておりません。ですのでこれが一応動き始めることになりましたら、ぜひそちらのほうにも御相談をしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） 1番岩本です。今のちょっと関連のことなんですけど、農業振興事業補助金に関してなんですけど、これ農業の方々大変喜ばれると思ってるんですけど、ただですねよく聞くのが、補助金とかそういう補助を使った場合に、農業機械を買うときにですね安くならないっていう話をよく聞くんですよ。で、補助金を使うと安くならないということはメーカーが儲かるだけで、農業の方々は全然そこには恩恵が預からないということになってるんですけど、それは何遍もよく聞くもんですから、その辺のことは調査されたことありますか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、今のご質問ですけれども、農家の方からも直接話を聞いたことがあります。ただ、それが幾ら安くなって農家の方が満足されるのかっていうのは我々もよくわかりませんので、定価というのが我々はもうそれが基本になりますので、それからどれだけ個人で買われるときに安くなるのかというのが我々はちょっと不明な点もあります。それで補助金を使えばその定価分でしか販売しないとかなですね、その辺になってくるのではないかというふうにしか今のところ認識をしていないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） 高めの補助金を町がわざわざ使っているのかわからないもんですから、その辺はやっぱりちゃんと精査してですね農家の方も結局定価で買うということになると、じゃ使わなくて今度安くなれば一緒なんで、その辺の部分やっぱちゃんと調べてもらって、補助金を使ってるもんですからその辺をやっぱちゃんと精査してしてもらいたいと思えますけど。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、まず事業所の町内にある事業所の方々にですね、確認、確認とかどういった金額を設定されるのかということとは聞いてみるというのも一つの手段だと思いますので確認をさせていただきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。次に商工観光課分について質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） 1番岩本です。2点質問させていただきます。まず86ページですね。の中の目2の商工施設費の節需用費、電気料です。これ多分街灯の水銀化を水銀灯をLED化にするという予算

も入ってると思うんですけど、実はいろいろ考えてですね電灯、街灯に関してですけど、これはたとえば強靱化の中の計画の中でですね、やっぱりインフラの整備関係、災害時のそういう避難のときのもんでインフラの整備の中に街灯を入れて、広域ですねあるいは球磨郡人吉市あるいはあさぎり町だけでもいいんですけど、そういった強靱化計画の中に入れて行くことが、今のところはその街灯がですねどうしても商工会と組んでやってる関係上まちまちでところどころにしかついてないですね。一定間隔についてないもんですから、どうしてもちょっとあの当然街灯がちょっと暗いところもあるもんで、全体を含めてみたらですねやっぱり強靱化計画の中で、これをやっていくのが妥当なんじゃないかなと思うんですけどそのへんの町長の考えは。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。ただいまの御質問に対しまして、ここ施設管理費の電気料につきましては、ポッポ一館の電気料、そして商店街街路灯の電気料につきましては、積算では月14万円の12月分ということでうちきになっております。それで、私どもが今考えております商店街の街路灯の設置替えについては、全くここには関係ないところで、LED化についてもまだ取り組んでないところでありまして。街路灯の設計につきましては、納品終わっておりますけれども、国道強靱化という形になった場合にですね、例えばそれが太陽光を活用するという事になったときに、事業費がどのぐらい膨らむかという比較検討も必要だと思います。そこで、工事につきましては来年度以降ですので、国土強靱化の中に入れて取り組んでいきたいと思っております。ただ、事業費の比較等に関しましてはまた検討する必要があるかと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） すいません、私勘違いしておりました。この電気料の中に街灯のLED化が入っていると思ったもんですから、申しわけありませんでした。次にですけど今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、町長が施政方針の中で言われた商工会の経済的な打撃に対する補助ですね、そういうものを商工会と協議していきますということをおっしゃったんですけど、熊本県では、金融円滑化特別資金を使って100億の融資枠を設けてですね、保証料はただ、保証料は県が持つと。熊本市がですね融資の利息に対しては3年間補助するという事を言われました。あさぎり町ではどういうそういう具体的なですね支援策を考えておられるのか、町としてですね聞かせてもらえればと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今岩本議員が言われたとおりの新聞等で報道されておりますので、その中で前回リーマンショックのときに、やっぱりこういうふうな保証料、保証協会つきの保証料というものが誕生したわけです。そのときは保証料については、もう各個借り主が負担しなければなりませんので、そのときは当時私は商工会の副会長してましたけども、町のほうにお願いしまして、保証料についての補助をお願いしました。で補助率は3分の1で、上限が30万ということで、予算的には1,400万円ほどの支援をいただいた経験があります。今回は、その保証料はもう県が全額補助するという事ですので、私も今熊本市は、その金利を3年間補助するという事を打ち出しています。その辺のところをですね、あさぎり町としても考えていくことになるのではないかと思います。常に商工会とは連絡を取りながら、何が支援できるのか、そういうことを常に連絡は取り合っているところです。特に今懸念されるのが、飲食業の方とかあるいは仕出し屋さん、そういうところの売り上げがもう本当に極端に落ち込んで、もう資金繰りが苦しくなるのではないかとこのことをやはり非常に心配しています。それで、いろいろと商工会のほうでもそういうことで窓口になった支援をしておられますし、また新聞等にもですね熊本県の信用保証協会のほうから月商1カ月分の運転資金、最長6カ月間の元金据え置き、借入れをすると翌月から返済が始まるんですが、6カ月間の据え置き、元金据え置きをしてというふうないろんなメニューが出てきてますので、また私のほうから

も、あるいは担当のほうからも、商工会がそれに対して迅速な対応をとって、あるいは商工業者にとってほんとに十分な支援ができていますか。そういうものも含めて協議を常に持っていきたいと考えてます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） えっとですね、今町のほうに産業活性化基金というのがありますよね。まさにやっぱり今こういうものを使うべきじゃないかなと思っております。それから飲食店、いろんな町長も聞かれるし、職員さんも聞かれると思うんですけど、本当に非常に困っておられます。これがですね営業努力によって、回復するものでもないものですから、それとですね手持ちの現金がないんですね。やっぱり飲食店というのは、日にお金を稼いでそれで仕入れをしていうのを繰り返していく。その中に利益を留保していくというのもあるんですけど、これだけの被害を受けてるとやっぱりほんとに手元にお金がないと。融資制度を使ってお金を借りてもですねじゃ借金があるからその上にまた借金をすると。それがゼロであろうと何であろうとやっぱ借金は借金なんですよ。それを考えると、やっぱりなかなか二の足を踏んでしまうところがあります。だから、やっぱり私はもちろん商工会に出捐金という産業活性化委員会でもらってますけど枠も大きくしてもらおうというのにも必要なんですけど、助成金というのですね、ぜひ考えていただきたいなど。やっぱり現金が手持ちにないでもできないという状況なんで、それを借りるのにもそういった融資制度を使うと時間がかかるということで、即やっぱりこれはもう対応しなきゃいけないということなんだと思うんですね。特にもう歓送迎会も全部すべての団体客も含めてもう何百人という方がもう自粛されてますんで、相当な打撃が大きいものですから、補助っていうよりも助成という形ですけれども、ある程度こう町のほうで考えて、いつかの1カ月ぐらいのかもしれない。これはまだわからないんですけど縮小する拡大するかわからないんですけど、その辺の部分もぜひ考えていただきたいと思うんですけど、

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、お金を借りるのに時間がかかるのではないかとというのは私も1番懸念したところですが、商工会の指導員あたりと電話ででしたけどもやりとりしますと、今本当に緊急で時間を短縮した融資制度がメニューが出てきているので、そういうので対応していきたいと思えますということでした。そしてやはり今でさえその借入金があって、返済している上にまた新たな借り入れをして返済するというのは非常に負担がかかってくると思うんですが、そういうところですね、借り入れの口数を統一して支払い期限を延ばすことで、1カ月1カ月当たりの返済金の額が膨らまないような、そういうやり方もあると思えますので、そういうところも商工会のほうに確認を取りたいと思えますし、支援するとすれば、今考えてるのは金利に対する補助、それを検討していきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。ページ87、工事請負費のポッポ一館内室内内部の改装のことでちょっとについて伺いたいと思えます。今回ですねコミュニティーセンターの改修ということで考えられていますが、それがですねこれ全般にあれなんですけど、職人さんの不足とか人材不足がマンパワー不足になっているのがどういう産業についても多いと思えます。今後ですね若い人たちが手に職を持つようなことができるようなですね施策とか、助成する制度があれば教えていただきたいんですが。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、定住促進関係の補助金としてですね、以前は資格取得に対する助成制度があったんですけども、ただその当時はですね、2級のヘルパー資格が受講期間も短くて取得できるということで、非常に多くの申請をいただいて助成金を支出したという経緯があります。ただそのヘルパー制度等の制度が変わりまして受講期間も長くなり受けられる方も減ってきた。そしてこの補助金の申請をされる方もなくなったということで、定住促進に関するその資格取得の助成はなくなったという経緯がござい

ます。新たに例えば特に職人さんの不足というのが全国的に叫ばれておりますけれども、そういった需要等が多くあるとしたらですね再度そういった定住促進にかかわることで、助成制度もまた復活する必要があるのかなとは感じておりますが、今の段階ではないというところです。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） やっぱしですねあの今後ですね建物にしてもですねそういう形で大工さん左官屋さんもほとんど見る人が高齢化になって、ほとんど継ぐ人達がいません。技術者なんか技能者なんかはほとんどいなくなって、建物自体も変わってきていますが、やっぱしですね今後はですね定住移住のためにはですよそういう若い人たちにある程度助成して、何年間か制約はありますが、そういうことをやっていくことによって定住人口が増えていけばということでは思っていますので、その見解を町長お願いします。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今林業のほうには非常に若い人が入ってきているというお話がさっき市岡議員のほうからもありましたけれども、林業の場合は、全く林業に経験のない人が林業の仕事につきますと、緑の雇用というのがあります。1年目は人件費の半分、社会保険厚生年金の福利厚生の半分の補助してくれる。そうすると2年目になると少し社会保険厚生年金はもう3年間ずっと継続ですけども、賃金のほうが2分の1が3分の1というように減っていきます。それと、あとは県が指定する場所に行って研修する日数も1年間に定まってまして、ちょっと日にちのほうはちょっと今記憶にないんですけども、あるいはその企業で研修する。そういうのもちゃんと企業の中に指導員がいて、毎日日報を書いて報告しなければならぬ。そうやって例えばチェーンソーの使い方が最初のうちはこういうところが危険だったけども、こういうところまでできるようになったとかですね。そういうのを逐一報告しながら林業の技術者を育てていく制度があります。ですので今若い人たちが林業に入ってきてるというような傾向もあるんですが、そういうような制度がですね国にはありますので、確かに建設業とかほかのいろんな業種でもですねそういうものがないか、そういうものは国とか県のほうにお尋ねしたり要望していきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい。町長の所信表明にもありますが、ふるさと振興社、今年は100万の補助金ですが、昨年でしたか中小企業診断士を入れて、その結果方針等が示されております。今回ですねそういったことも含めて利益が上がる経営体質と営業マンを育てるということを掲げておられますが、販路拡大事業についても1,000万以上の委託金が出ておりますが、その振興社の業種によって、どれぐらいの目標ですねを設定されていこうというお考えなのかどうか、まずそれがいつ公表できるのかなって、していただけるかなということが一つと、今社長が確か辞表が出てるといようなお話も聞きました。あとその後任をですねどういう人材を求めておられるのか、要はやっぱりここは会社ですんで、会社経営能力がまずはないとできない。あるいはまた営業マンを必要だということであるならば、それも含めて営業力のある兼ね備えた方がおられればそれはもう文句なしでいいんですけども、そういった今回の、そういう人材をどういう条件として考えておられるのか、この2点をお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 1点目が、今後の経営の目標ですか、数値的なものですよ。そういうものは今中小企業診断士を2名、今年度末まで使って今いろいろやっています。その報告が3月末に出ますので、その中でいろんな数字のないいわゆる経営内容をどの部門をどのくらい売り上げ目標をつくらうかとですね、そういうものが出てくると思います。それと次の社長のことですが、社長は私ですけども経営責任者のほうですけども、これはちょっと私はまた新年度には新しい方をお願いしますけれども、中長期的には今町長が社長になってます。とても社長が町長が社長を兼ね会社の面倒を見れる状態でありませぬので、本当に経営手腕が

あつて営業力のある人物を、令和2年度にそういう人を探しながらですね、将来的な経営能力のある人を社長にして、町長は会長ぐらいで、経営の報告、相談を受ける立場に変わっていきたくい。今の町長が社長というのでは、やはり十分な対応ができません。それでそういうふうな体制に変わっていきたくいと思つてます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） はい。当然そういう形がいいと思つます。もう1点その中でお伺いしますが、今は第三セクターでなく、もう直営第1セクターですもんね。やっぱりこの方式が果たしていいのかどうかということが私はずっと思うんですけども、やっぱり民間の活力、それからいろんな団体からの資本金を注入したやはりもうそういった人たちがまた入つてきての取締役ということになると私はやっぱり違つてくると思うんですね。考え方もやっぱり自分たちが出資した会社なんだつていう形でいろんな意見が出てくるんじゃないのかな。今はやっぱりいろんな各種団体といつますかね、そういう人たちが入つてきての、取締役ですから、やはり私は現実としては真剣にこの会社をどうしようかつていう、話にはなつてないんじゃないのかなということを感じます。ですから今後そういう経営診断士がどういふことを示されるかその辺わかりませんが、一つの方向性として考え方としてはやはりいろんな方々の資本注入しながらも本当に第三セクターをつくられたいいよな気はいたしますけれども、その辺の考えをお聞かせいただければ。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、中小企業診断士が来ていろんなアドバイスを聞いた後ですねやはりふるさと振興社の従業員のほんとに目の色が変わりました。今本当に一生懸命、もちろんこれまでも一生懸命だったんですが、さらに本当に一生懸命やつてもらつてます。これは私が自分なりに主観も含めての印象ですが、やはり第1セクターであるということで安心して従業員の人たちが働いてる面もあると思うんですね。普通民間企業で今のようなこれまでのような業績だったら、皆さんやっぱりもうやめていかれると思うんですよ。やはり第3セクターだったから将来的に安心して勤められるつていうものがあつたと思つます。ですから、例えば第三セクターにするときに、ほかからの出資が望めるかどうか、その辺のところはまだ私もちょっとまだ考てもいませんでしたので、当分は今のままで進みながら、今溝口議員からいただいたようなアドバイスを受けて、そして働く従業員の人たちとの協議もしながら、方向性を出していきたくいと思つます。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時43分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。商工観光課分についてはほかにございませんか。永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい、1点お尋ねいたします。ページ88ページの日本遺産のことです。職員を1人派遣してあるということでございませんけれども、今と言いますか今年度どういふ活動をやられる予定なのかお尋ねをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、令和2年度より新たな取り組みが始まりますけれども、まず人吉球磨ブランド戦略推進事業とつて地域内における観光地域づくりの認知度向上に向けた説明会の開催等、そしてブランド商品の開発、こういふものがブランド戦略推進では行われます。それと、これまで行われてきました春夏秋冬キャンペーンこれは新しい展開事業として実施されます。これまで同様引き継がれますの

はひな祭り事業であったり、球磨川温泉郷スタンプラリー事業であったり、相良33観音一斉開帳への助成であったり、そしてサイクルツーリズムの推進、こういったものが挙げられます。三つ目としてデジタルプロモーションの実施事業ということで、人吉球磨観光アプリの開発と運用、そして人吉球磨風水祈りの城下町ホームページの開発と運用というものが挙げられます。そして四つ目がインバウンド事業ということで、イベントの開催であったり、台湾からのファムツアーの実施と、そして今非常にこう新型コロナウイルスで動きが取りにくい状況でありますけれども、香港に熊本産食材レストランが出店しておりますが、そちらでのイベントであったり商談会の参加、こういったものをインバウンド事業で行われます。そして人吉球磨版DMOが確立しようということで動きます。その設立に向けたセミナー、フォーラムの開催、こういったものが挙げられます。あとは観光データの収集分析であったり、受け入れ態勢づくりであったり、そういった事業が主な取り組みになっております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい、この日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会、私は一言聞いたときに日本遺産のほうが先にしてですね、何といいますかその文化財や相良700年の歴史だったですか。それであの地域を活性化するというような、そっちのほうに重きを置いたのかなあというような感じで思っておりましたもんで、もういわば人吉球磨の観光をメインとしたというような活動になると理解したほうがいいんですかね。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、当然当初は日本遺産というふうに協議会の名前がついておりましたけれども、令和元年度からこの日本遺産という頭の名称が日本遺産が外れております。ただ、日本遺産の活用は当然神社仏閣等活用されていくと思いますので、そこら辺はこれまでどおりの動きは余り変わらないと。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） わかりました。そういうことであるならばせつかくのですね職員も1人派遣しておられるということです。とにかく一歩でも2歩でも人吉球磨が観光でいろいろな面で観光の面でですね、活性化できるように期待をしております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。次に、建設課分及び上下水道課分について質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 3番、もとい、5番橋本です。ページは91の道路維持について、維持費についてのちょっと先ですね議会報告会の折にですね、民生委員児童委員の人からちょっとお尋ねがありましたですね。あさぎり中学校と町道あさぎり中学校のグラウンド東側町道今井中学校線と武道館にちょうど当たるところ道んとこですね。そこのところはですねちょっと変則、昔の旧上村からの問題がちょっとあるんですが、変則になってまして、一旦停止、今あっちの石坂線のほうからちょうど石坂線のほうから来る道の所が止まれになつとるんですね。その止まれなつとるところが、止まらずつiskる人たちがおるもんで、注意喚起というか実際は止まれを標識はせんばんとですけど、できてないのが現状です。これはもう私ももう何年前からもずっと言いい続けてるんですが、このままの状態ではいつ事故が起こるかかわからるので、ここの改良ということは今後考えられるかどうかちょっとお聞きします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。すいません。建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、今議員が言われましたように石坂線から直進してまいりますと、ちょうどあのグラウンドの角でございます。この左折はですね止まらずにそのままいきますが、直進と右折が一時停止になっているところでございます。で、こちらにつきましては2年度に舗装補修を予定しております。で、現在がやはり白線がですね消えておりますので、特に一旦停止が徹底されてないのかなと思いますが、

舗装が入りますと白線等もきれいに塗りますので、そこで一旦停止をしていただくような効果は上がるのかなと思っております。議員言われました改良的なところまでは現在計画いたしていないところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） それでありましたらですね注意喚起という意味でカラー舗装に止まれのマークをつけていただいて、手前から止まれていうやつをですねやっぱりわかってもらうためにはそういうことをやっぱりしてもらわねばですね。ちょっと事故がもう大きな事故が起こってはですね困りますんで、そういうことを考えていただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、安全施設関係でもございますので、担当所管します総務課と連携打ち合わせしながら、対応を考えていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） 2番市岡です。2点お伺いいたします。まず1点目は91ページ道路維持費になります。主要事務の説明です、写真つきで今回現場のほうを出していただいております。私は確認をしてまいりました。いろいろところで上下水道の当時の敷設に伴い、そのままの状態でもうでこぼこしてるところ、そして路肩が崩れているところ、道の破損があるところというところでありましたけれども、一部道はある程度きれいでもですね、その路肩にどうしてもやはり除草剤等で崩れているんじゃないかなあというような感覚を得るところもあります。あくまでも私の主観でございます。ただそういったところの穴埋めでですね舗装が行くところ、もちろん農家さんの持ち分もそこは町なんだけど私たちも苦肉でやってるって環境もあるかと思っておりますけれども、そういったところの対応の仕方、そしてこれは農業振興課にも少しかかわることかもしれませんけれども、そういったところの中で、今後の舗装の仕方ですね、幅員、そしてその路肩の処理の仕方、以前からコンクリートできちっとこう詰めて長期的に除草に悩まされないような方法とっていきたくと思っておりますということも説明ございましたけれども、全体的にそういうふうな施工の予算なのかというのがまず1点と、あともう1点が95ページになります。住宅の管理。これはまた住宅、つい最近でしようけれども審議会といいますか、住宅の入居者のあったかと思っております。全体的に何件で、今回何名の方がいいですか入居予定、使用の頻度といいますか空き部屋があるのかなのか、そういったところをですねきちんとし数字が把握できてあれば御説明をお願いいたします。この件に関しましては、住宅に例えば町長のほうもおっしゃいますけど、若者の定住というところでかなりの方の年齢層の幅があるかと思っております、その若者定住の方たちがどれぐらい住んでいらっしゃるのかなってというのが一つ感じたところです。これでですね、例えばその審査の方法で3部屋4部屋あるお部屋にですね、どうしても順番待ちで最初の方がお1人のお年召した方だったりとか、そういった審査でどういったふうな基準を設けているのかというので決められているのかというのを一つお聞きします。その2点です。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、まず1点目でございます。舗装の補修の仕方でございますが、場所場所によってはですね、路肩が傷んでいたりするところもございまして、今回上げたところはですね、路肩も傷んでおりましたが幅員が狭いということで、農家の方が作業で停めているときに通行に支障を来すという御要望を苦情も含めてでございましたので、そこについては幅員を広げるために路肩までを舗装補修するという工法で行った次第でございます。また、舗装補修につきましては議員が申されたとおり防草工、極力維持管理がですね少なく済むようにということで防草工もできるところは進めていくようにしております。それから、2点目の住宅の入居審査会でございまして、大変申しわけございません。本日手持ち

資料持ってきておりませんでしたので、申請者空き状況については後日御報告させていただきたいと思えます。それから入居に対します審査でございますが、各種所得状況とかですね、いろんな状況がございますが、特例がございます、いわゆる生活保護世帯の方であったりとか、DVの被害の方であったりとかいろいろ何項目かございますが、その方は優先入居をする場合もございます。それらに該当しない場合であればですね、資格はですね資格審査会ではそういう所得条件とかで資格はちゃんと持っていらっしゃるというのを確認して決定した後、あとはですねその申し込んでいる住宅の方々に、公開の抽選会を行っているところです。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） はい、1点目に関しましては、そういう状況を踏まえながら、もちろん予算の範囲内ということもありますけれども、今後やはり補修をですねかけていくところにはできるだけ長期的に手がかからないような工夫の施行の方法も精査しながら行っていただきたいと思っております。2点に関しては、町長の施政方針であさぎり町への移住定住、これは先ほどもちょっと商工観光課にも兼ねたことだったということは思いますけれども、やはりこの住宅を住みたいけれども、なかなか住めない住宅待ちであるとか、あとは家建てたいけれども家の場所がないとか、そういったところも兼ね合いがございます。ちょっともう少しまとめまして、また最終日にでも商工観光課あたりにも定住も含めたところで質問したいと思えます。終わります。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） 公共工事を行う上で道路整備とか下水道の中でですね当然産廃ちゅうのが出てきますよね。産廃の中でこれは使われるものもでてくると思えます。そしてそれを一時保管するときもあります。中にはですね例えばU字溝なんかは古いものを出した時にこれを使いたいという人が出てくる話もよく聞きます。ただしそれが町としてはこれはもう産廃として処理するためにそれをただでやることができるのか。その辺のことはどうでしょうか。ちょっとお尋ねします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、まずあの工事発注に際しまして既存の構造物については当然撤去でございますのでその撤去費用等も含めて工事費を積算いたします。当然U字溝等、基本的にはですね廃棄産廃ということで設計しており、入札をかけておりますので、工事に発注いたしましたら、当然もう廃棄処分ということになります。で、ただですね現在農業土木をですね30年度から建設課で所管となりましたが、農業土木関連でですねそういうU字溝とかはですね保管しておるものがございます。それについてはですねそういう地元の農業関係とかに使いたいのでというふうに申請がございますと、それについては譲渡、また無償でですね譲渡しているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） それは例えば何か周知する方法は、例えば町政でそういうもんでなんか周知していらっしゃるんですか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、私どもあの建設課に所管になりましてからはそういう周知等は行ったことはございません。

◎議長（徳永 正道君） 岩本議員。

○議員（1番 岩本 恭典君） できれば周知してもらってですね、やっぱり欲しいという方が結構家庭でもおられるんで、そういう方のためにもぜひそういう保管してある場合はですね、周知してもらえばと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、利用条件とかもございますのでそれらを踏まえまして町民の方に周知できるように考えていきたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、11番皆越です。全協の折にですね確認させていただければよかったですけども、あえて質問させていただきませうけれども、92ページにですね設計委託料が計上されております。そこには今井中学校線薬師堂線というようなことでございます。薬師堂においては家屋調査というようなことでございます。この図面を見てもですね、家屋調査がですねこの納屋1件になっているみたいなんですけども、この奥にですね民家がありましてそこにも納屋があります。そしてまたですね薬師堂に向かっていきますと、今は住んでおられないんですけども、廃屋がありますけれどもその辺のところの家屋の調査はどういうことになっておりますか。状況をお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、薬師堂線の家屋評価でございますが、議員が言われましたとおり今回予算化しているのは、写真の手前に出ている内容の分でございます。奥にあります家屋についてはですね、昨年、今年度の予算で家屋補償をしておるところでございます。ですので、奥のほうは今年度やりましたが、納屋の部分がまだあったのでそれがちょっと補償鑑定していなかったということで今回補償、予算化をお願いするものでございます。それから、上のほうに上がりました、上がりまして右側のちょっと低いところ家屋かと思いますが、現段階のですね私どもの計画ではですね、その家屋まではかからない計画になっておりますので、その部分の補償鑑定等はいってないところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） 300メートルということで前説明を受けておりますので、300メートルの拡張というようなことでいいんでしょうか。それとこの民家がある方がですね心配されておられましたので一応確認してですね民家の方にもですね説明をしていただくと結構かと思えますけれども。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい、事業的にはですねあちらの小さい橋からも駐車場のほうまでということでございますので延長はそうでございます。議員が今言われましたその民間の方というのは、今回補償鑑定を入れるところ民間の方でございますか。はい、既にお話はしていると思えますがまだ十分な説明ができていないようであれば、担当とですね向かいまして正確な御相談等させたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） はい。10番です。ページは92ページです。道路維持委託料とその三つ下に道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料、この二つは恐らくあの道路維持ほとんどの作業は草刈り作業だと思います。これは毎年言っていることですがけれども、夏場の作業ですね。これはほんとにあの見た目だけでもわかります。炎天下の作業は本当につらいもんだと思っております。そこで今年度は農業支援センターにもう一台バックホウの草刈り機といいますか草刈機ですね、を導入されるということで、とにかくそういう農家とは競合すると思えますよね、その時期が一緒になりますから。しかしながらそういったところをですね有効に使われていただきまして、例えば少しでも農家からの注文があいたときには、そちらにすぐにも道路維持のほうに出てもらおうというようなことでやって少しでも作業員さんたちそれから道路維持委託料のほうではシルバーさんたちも雇うというような話でございましたけれども、そちらの労働力の軽減につながるようなことを考えていってほしいと思っておりますが、いかがですか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。ただいま議員からお話のとおり、昨年からもこのように御提案いただいております。で、建設課といたしましても作業員のほうにですね、そういうバックホウをやトラクターでの除草機械等使えるところカ所等をですね聞き取りをしております。ですのでそういうカ所についてはですね、使え利用できるカ所については、議員の言われましたとおり、農業のほうと競合しない、もう空いてる時間を有効に活用してですね、支援センターと連携しながら除草作業等を進めていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。各課について質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質問があればここで受けたいと思っております。質疑ありませんか。

## 日程第2 議案第78号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第78号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、月平均給水件数、事業者、事業所等を含む5,793件、年間総給水量150万1,773立方メートル、3、1日平均給水量4,114立方メートル、4、主要な建設改良事業、配水管布設、布設替工事ほか事業費1億1,457万5,000円。収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第1款水道事業収益3億9,025万5,000円。支出、第1款、水道事業費用3億6,263万1,000円。3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,178万円は、過年度分損益勘定留保資金8,140万3,000円。当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,037万7,000円で補てんするものとする。収入第1款資本的収入2億348万4,000円、支出第1款資本的支出2億9,526万4,000円。企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道整備事業、限度額9,760万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。4ページをお願いいたします。一時借入金、第6条一時借入金の限度額は4,000万円と定める。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費4,161万8,000円。棚卸資産購入限度額、第8条、棚卸資産の購入限度額は900万円と定める。詳細につきましては27ページをお願いいたします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。上段の1目、給水収益の節1水道使用料、これは令和元年度の水道使用料の実績によりまして、水道料金を計上したものでございます。給水戸数の減少や、節水意識の向上等により給水量は減少しており、昨年度よりも若干の減少となる見込みでございます。目の最下段2目他会計補助金、節1他会計補助金につきましては、説明欄の繰り出し基準に基づく、児童手当の一般会計繰入と次の28ページをお願いいたします。最上段の、同じく繰り出し基準に基づき算出した旧簡易水道起債償還金利子分1,469万円の繰り入れをお願いするものでございます。目の2番目、4目長期前受金戻入、節1長期前受金戻入につきましては、資産の取得の際に受け入れました国費や一般会計からの補助金を資産の減価償却に合わせまして収益化するものでございます。中ほどの7目資本費繰入収益、節1資本費繰入収益につきましても、先ほどの他会計補助金と同様に旧簡易水道起債償還元金を繰り出し基準に基づき算出した繰入額となっております。29ページをお願いいたします。支出でございます。1目原水及び浄水費でございますが、浄水場の維持管理に伴います経常的な経費でございます。毎年必要なものを前年度までの実績によりまして計上したものでございます。主なものとしまして中ほどの節3修繕費の説明欄一行目、岡原第1配水場軟水装置樹脂取り

替えにつきましては、毎年樹脂の10%ほど取りかえておりますが、設置後14年を経過しまして、全量交換が必要となっているものでございます。上から四つ目の浄水設備等修繕につきましては、施設の老朽化により設備の不具合が多々発生しているために、過去3年分の修繕実績により計上しているところでございます。またその二つ下の岡原第1浄水場水源構成につきましては、整備から20年ほどを経過しておりまして、取水量が減少し給水に支障を来す恐れがあるために、井戸の内部を洗浄し、取水能力の回復を図るものでございます。その下、新深田浄水場配水ポンプユニット修繕についても、老朽化により排水ポンプユニットが故障し、排水水圧の制御ができなくなっておりますので改修を行うものでございます。30ページをお願いいたします。2目配水及び給水費につきましては、配水給水にかかる経常経費を計上したものでございます。最下団の節6の修繕費の排水関連修繕料は、配水管の漏水の修繕等に充てるものでございます。給水設備修繕につきましては、給水管、メーター器までの漏水等の修理に充てるものでございます。その下量水器交換と、次のページをお願いします。最上段の量水器交換に伴う量水器につきましては、8年ごとに量水器の交換を行っておりますが、今回980カ所を更新する予定でございます。上段の節7の材料費につきましては、節1施設維持管理資材としまして、止水栓量水器ボックス等の購入費用でございます。下段の4目総係費は、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。主なものとしましては、31ページから32ページにあります職員の給与等にかかるものとなります。33ページをお願いいたします。中ほどの5目、業務費につきましては、節2委託料の量水器検針業務及び水道施設管理業務委託で、下水道の検針業務と業務案分によりまして計上しております。下段の6目減価償却費につきましては、節1の有形固定資産、節2の無形固定資産の今年度の減価償却費を計上したものでございます。34ページをお願いいたします。上段の7目資産減耗費につきましては、水道の更新事業によりまして、除却される資産の償却残を計上するものでございます。減価償却費資産減耗費ともに、実際に現金が動くものではございません。中ほどの1目支払い利息及び企業債取扱諸費につきましては、公営企業債の償還利息でございます。その下の2目消費税及び地方消費税につきましては、令和2年度の収支見込みによりまして、消費税納付額を計上しております。最下段の2目過年度損益修正損でございますが、これは過年度使用料収入分を、漏水等により減免を行った場合等の還付金となっております。続きまして36ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。上段の1目企業債、節1給与、企業債、水道施設更新事業に伴う公営企業債でございます。その下の1目出資金につきましては、一般会計からの出資金でございます。主に旧簡易水道事業債の償還や、建設事業債に充てることとなっております。次の1目工事負担金、節1工事負担金につきましては、一般会計からの消火栓工事負担金となっております。水道施設更新工事に伴う設置が8カ所、須恵屯所区の新設1カ所、合計9カ所分となっております。37ページをお願いいたします。支出でございます。1目配水設備整備費、主なものとしまして建設工事担当職員の給与費と中ほどの節6、工事請負費説明欄の1行目、布設替等工事緊急時とありますが、配水管の移設や水量不足解消のための、配水管の布設替等に充てるものでございます。その下の行の、水道施設更新工事は、免田の吉井八幡大正を本町地区を予定しておりまして、県道多良木相良線ほか1カ所、2路線の経緯2,700メートルの配水管の敷設外工事と消火栓8カ所の工事費を計上しております。その下の水道施設更新事業に伴う給水工事は、水道施設更新工事カ所の給水工事でございます。65戸を予定しております。その下の消火栓新設工事は、須恵屯所区の今村浄水場前に新設するものでございます。38ページをお願いいたします。1目企業債償還金ですが、企業債の償還元金となっております。収支につきましては以上でございます。39ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を載せております。表中1番右側にあります当該年度末現在高見込み額は、上水道企業債が4億6,887万1,000円。簡易水道企業債が13億4,472万9,000円となる見込みでございます。ページを戻っていただきまして、11ページをお

願いたします。令和2年度キャッシュフロー計算書でございます。下から3段目の資金増加額2,605万5,000円。最下段の資金期末残高4億9,755万8,000円となる見込みでございます。次の12ページから17ページにつきましては、給与費の明細関係について載せております。18ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。量水器検針及び施設管理業務ほか4業務合計5つの業務につきまして載せております。量水器検針及び施設管理業務につきましては、令和元年度に契約を行い、令和2年度から4年度までの3年間の業務となっております。19ページをお願いいたします。19ページと20ページは、令和2年度のあさぎり町水道事業当年度予定貸借対照表でございます。19ページ下段の資産合計と、20ページ最下段の負債資本合計はともに46億802万8,740円の見込みでございます。21ページをお願いいたします。このページと次のページに注記としまして、重要な会計方針予定貸借対照表に関する注記について載せております。23ページをお願いいたします。令和元年度予定損益計算書でございます。24ページでございます。最下段の当年度末未処分利益剰余金は、4,269万2,509円となっております。25ページをお願いいたします。このページから次の26ページにつきましては、令和元年度予定貸借対照表でございます。令和2年3月31日の予定でございます。説明は以上でございます。よろしく願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 1点お伺いいたします。ページは29ページでございます。ここには修繕費がかなり上がっておりますが、かなり説明によりますと、老朽化、経年劣化ということとともにこのような修繕費を伴っておりますけど、今後の経営戦略を多分上水道もないと思うんですけど、人口は減って戸数は減って給水戸数は減るはこういう浄水機能経年劣化に伴うメンテナンスが物すごく増大していくわけで、これにまたあの水道料で値上げ等でいかないととてもじゃないけどやっていけない状況に必ず来るわけですけど、その辺のところの経営戦略ですかね、そういう含めてですね修繕費等かんがみながらその地方債の残高とかもいろいろ考えたときに、今後のあり方については、どういうふうにされるのか。例えばこういうのを克服するために、地下水専用水道とかですね、全国的にそういう流れもあるし、給水車による給水とかですね、極端なんですけども、戸数が非常に孤立していく場合にはそういうやり方でないととてもじゃないけど採算が合わないし、繰り入れが大きくなって財政も圧迫するということはもう全国の水道事業では課題だとされてますけど、それに向けての修繕費のあり方ですね、これについていかがお考えなのか伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、今回も非常に修繕カ所多数お願いをしております、非常に経営上頭の痛いところでございます。経営戦略という言葉いただきましたが、今回の施政方針のほうにもそういった文言も上げております。これは国のほうからも、もう総務省からも指示もあっているところでございます。通知もあっておるところでございますが、令和2年度までにもう全国のですね公営企業に対しまして、経営戦略というものをするとしてほしいということで要請があっているところでございます。あさぎり町におきましても、令和2年度におきまして経営戦略というものを作成をいたしまして、今後の経営についてしっかりと策定をしていきたいと思っております。その中で、収支のバランスが今後そのうまくとれていけばいいんですけども、今現在も多額の繰り出し金をいただいておりますし、料金は今後また上げるということもある時期、近い時点ですね、検討が必要かと思っております。そういったことも考えながらその収支の均衡を図っていかなければなりませんけれども、それぞれの均衡がとれたらですねいいわけでございますが、なかなかそのそれだけで通れていけないのではないかというふうに考えております。あそこで料金も含めまして、繰出金も基金等も含めまして、いろんなあらゆる方策をですね、検討をしていく必要があると思ってお

ります。今あのしきりにもう全国的に共同化やりますとか、包括委託ということですね、今あさぎり町の場合一部の委託でございますけれども、そういったものを包括的に大きく委託するとか、広域化とか、そういったものが検討されています。そういったものもすべてを検討しながら進めていく必要があると思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ちょっとさっき話しましたが、地下水専用水道というのがですねこういう問題克服のための一つの方策ということでちょっと調べたんですけど、今既存ある管路をすべて維持しようとするものすごく過疎地域に関してはむだな投資が発生してまいります。そういう場合にもう局地局地にはその井戸を掘って、極端に言えば校区の一つとか、区の一つとか、それもう極端なんですけど、それでそこで維持をしていくというやり方もあるというふうに聞いておりますので、それはもう少しコストを下げるやり方なんですけど、今現在ですね、試掘した良質な水道、井戸がありますよね。ああいうのをやっぱり生かし方についても、今後そういうことも含めましてですね、既存の古いやつをずっと更新して行って、水源地はそこでまたあの古いろ過装置とかを更新修繕していくということだけでない考え方もですね、先進地もひもといて研究をしてもらってると思いますが、それについてできるだけ財政投資ですね。投資計画と財政収支のバランスをとれた上水道の経営ができればと思うんですけど、2年度の経営戦略を楽しみにしております。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。来年度の経営戦略もそのように考慮しまして策定していきたいと考えております。あと一方で本年度須恵地区を中心としましたところの整備の再検討の計画というものを発注しております。年度内に成果品が上がってくるところでございます。その中で、先ほどこれまでの議会の中でお話させていただきましたが、岡原地区であったり、深田地区であったり、以前に試掘したですね良好な水源があるということでお話もしてまいりました。そういったところを活用することももちろん検討はもちろん必要でございます。いろいろ調査の中ではっきりしてまいりましたのが、免田の水源につきましては、非常にそのまだ余裕があるというようなお話を今計画の策定段階で伺っておるところでございます。免田の水源をもっと有効に活用して、コストを抑えていくということも一つの手法かなと思っております。もろもろの手法を費用対効果を含めまして検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

### 日程第3、議案第79号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第79号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。上下水道課長補佐鬼塚補佐。

●上下水道課課長補佐（鬼塚 拓夫君） はい、それでは、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。下水道事業につきましては、昨年12月の定例会にて企業会計移行に伴います関係条例につきまして議決をいただき、令和2年度から企業会計となりますので、予算書につきましても昨年までとは違い、水道会計同様に集益的収支、資本的収支、貸借対照表などの財務諸表等の構成になっております。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、年間配水件数事業所等を含む4,121件、2、年間総配水量110万2,075立方メートル、3、1日平均配水量3,019立方メートル、4、主要な建設改良事業、污水管渠建設費、事業費2,600万円。流域下水道建設負担金、事業費、918万3,000円。収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入第1款、下水道事業費収益、6億4,340万9,000円。支出、第1款、下水道事業費用5億9,110万9,000円。次に3ページをお願いします。資

本的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,781万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額224万5,000円。引き継ぎ金68万3,000円。当年度分損益勘定留保資金1億9,496万3,000円。当年度利益剰余金処分額2,992万7,000円で補てんするものとする。収入第1款、資本的収入2億1,447万9,000円。支出、第1款、資本的支出4億4,229万7,000円。特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する権限及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ409万5,000円及び2,926万3,000円である。4ページをお願いいたします。企業債、第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、建設債、限度額2,780万円。資本費平準化債。限度額9,180万円。計1億1,960万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。一時借入金、第6条一時借入金の限度額は4億円と定める。予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は次のとおりと定める。1営業費用と営業外費用、次に5ページをお願いいたします。議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1職員給与費、2,002万6,000円。他会計からの補助金、第9条下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、3億3,535万4,000円と定める。利益剰余金の処分、第10条当年度利益剰余金のうち、2,992万7,000円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てんに処分するものとする。詳細につきましては、27ページをお願いいたします。予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。1目下水道使用料の節1、特環下水道使用料、これは令和元年度の下水道使用料の実績によりまして下水道料金を計上したものでございます。節2、簡易排水利用料についても同様となっております。2目雨水処理負担金、節1雨水処理負担金につきましては、一般会計からの負担金として受け入れるものです。3目他町村下水道流入負担金、節1他町村下水道流入負担金につきましては、錦町からの汚水流入分の処理費用として受け入れるものです。28ページをお願いいたします。1目受取利息及び配当金、節2基金利息につきましては、下水道減債基金の利息を計上しております。3目国庫補助金、節1特環下水道国庫補助金は、排水設備設置促進事業で、事業費300万円の補助率50%となっております。5目、他会計補助金、節1特環下水道他会計補助金につきましては、先に説明しました、雨水処理負担金と同様に、基準内繰入金となっております。節2簡易配水施設他会計補助金につきましては、施設の維持管理にかかる費用で、使用料では賅えない部分について繰り入れをお願いするものです。29ページをお願いいたします。6目長期前受金戻入につきましては、節1国庫補助金、長期前受金戻入、節2県補助金長期前受金戻入、節3分担金長期前受金戻入となっております。資産取得の際に受け入れました国庫補助金や県補助金、また、受益者分担金を資産の減価償却によりまして収益化するものでございます。30ページをお願いいたします。支出でございます。1目污水管渠費でございますが、下水道施設の維持管理に伴います人件費や経常的な経費でございます。主なものとしましては、次のページをお願いいたします。節13委託料の下水道施設管理委託料につきましては、町内のマンホールポンプ46基の保守点検料と非常通報転送サービス料、また、情報配信サービス料、町内4カ所の伏越管の清掃委託料などとなっております。その二つ下、節16修繕費は、下水道管路布設後の道路陥没等の補修費やマンホールポンプの故障修繕につきましてその経費を計上しております。次に、3目簡易排水施設費につきましては、施設の維持管理費に要する経常経費となっております。32ページをお願いいたします。4目総係費につきましては、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。主なものとしましては、次のページの節7の法定福利費、引当金繰入額まで職員の給与費にかかるものとなっております。33ページをお願いいたします。

このページ1番下の節18委託料は、検針時に使用しておりますハンディターミナルの年間サポート料となっております。水道事業との案分により計上をしております。34ページをお願いいたします。上から2番目、節20賃借料は、下水道事業が企業会計となったことにより、従来の会計システムが使用できないため、新たな会計システムを導入しますが、その賃借料となります。35ページをお願いいたします。5目、業務費につきましては、節18委託料の量水器検針業務委託、こちらは下水道事業分で、水道の検針業務と業務案分によりまして計上しております。その二つ下、節33排水設備設置助成金は、下水道への接続見込み19件分の助成金を計上しております。6目流域下水道維持管理負担金、節1流域下水道維持管理負担金につきましては、流域下水道維持管理負担金としまして、令和2年度の計画水量、111万2,140立方メートルの処理費用1億565万4,000円と、資本費負担分2,250万4,000円合計の1億2,815万8,000円でございます。36ページをお願いいたします。7目減価償却費につきましては、節1の有形固定資産節2の無形固定資産、それぞれ令和2年度分の減価償却費を計上したものでございます。1目支払い利息及び企業債取扱諸費節1企業債利息につきましては、下水道事業債及び簡易排水施設事業債の償還利息、また、一時借入れを行った場合の利息となっております。2目消費税及び地方消費税、節1消費税及び地方消費税につきましては、令和2年度の収支見込みによりまして、消費税納付額を計上しております。37ページをお願いいたします。5目、過年度損益修正損、節1過年度損益修正損でございますが、これは過年度使用料収入分につきましては、減免を行った場合などの還付金となっております。6目その他特別損失、節1その他特別損失につきましては、企業会計法適用化になったことによりまして、令和元年度下水道事業特別会計を打ち切り決算することにより発生するもので、令和元年度分の消費税納付金と令和元年度賞与引当金繰入額等を計上しております。続きまして38ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。1目下水道事業債。節1下水道事業債、舗装復旧工事と流域下水道建設負担金に係る過疎債及び下水道事業債でございます。2目、資本費平準化債。節1資本費平準化債です。起債償還の財源となるものでございます。1目、他会計出資金、節1他会計出資金につきましては、一般会計からの出資金でございます。主に起債の償還や建設事業費に充てることとなっております。39ページをお願いいたします。1目特環下水道分担金、節1特環下水道分担金につきましては、新築等による一括納付10件分を加えた額で計上しております。その二つ下、1目基金繰入金、節1基金繰入金につきましては、減債基金を一部取り崩しまして会計の財源とするものです。40ページをお願いいたします。支出でございます。1目汚水管渠建設費の主なものとしましては、節19工事請負費で、舗装復旧工事4カ所を予定しております。この事業は起債事業となっております。地区は深田地区2カ所、岡原地区と上地区が1カ所ずつとなっております。次に、目の二つ下、5目流域下水道建設負担金、節1流域下水道建設負担金につきましては、球磨川上流浄化センターの耐震補強工事や処理施設の詳細設計災害対応資機材の備蓄等を予定されており、そのあさぎり町負担分となっております。次に1目建設改良企業債償還元金は、次のページをお願いいたします。節1建設改良企業債元金償還元金としまして、特定環境保全公共下水道事業と簡易排水施設事業に係る償還元金を計上しております。1目基金積立金、節1基金積立金は、減債基金積立金の利子配当金となっております。収支につきましては以上でございます。次の42ページに地方債の前々年度末における現在高並びに、前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を載せております。表中、1番右側にあります当該年度末現在見込み額は、下水道事業債の建設債が29億6,731万5,000円。平準化債が16億9,131万4,000円。簡易排水施設事業債が686万8,000円となる見込みでございます。次にページを戻っていただきまして11ページをお願いいたします。令和2年度キャッシュフロー計算書でございます。下から3段目の資金増加減少額はゼロ円となっております。最下段の資金期末残高は期首残高と同じく、5,630万1,000円となる見込みでございます。次の12ページから17ページにつきましては、給与費の明細に

ついて載せております。次に18ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。マンホールポンプ維持管理業務から1番下の量水器検針業務まで7事業につきまして載せております。1番下の量水器検針業務については、令和4年度までの3年間の業務となっております。19ページをお願いします。令和2年度のあさぎり町下水道事業予定開始貸借対照表でございます。19ページ下段の資産合計と、次のページですが、20ページの最下段、負債資本合計額はともに113億6,957万9,000円となっております。次に21ページをお願いします。このページから22ページにかけては、令和2年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。21ページ下段の資産合計額と、22ページ最下段の負債資本合計額はともに110億3,263万7,000円となっております。次に23ページをお願いします。注記としまして、重要な会計方針、次のページに予定貸借対照表に関する注記について載せております。次に25ページをお願いします。このページから26ページにつきましては、令和2年度予定損益計算書でございます。次に26ページをお願いします。26ページ下段の当年度末処分利益剰余金は、すいません。当年度末処分利益剰余金は、4,897万5,000円となっております。説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ページは31ページです。ここ修繕費にまたマンホールポンプが643万1,000円とございますけど、今何カ所ぐらいでポンプがあるのか。伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 鬼塚課長補佐。

●上下水道課課長補佐（鬼塚 拓夫君） はい。このマンホールポンプの故障修繕につきましては3カ所を予定しております。深田地区が1カ所と、須恵地区が2カ所となっております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 下水道の上水道と同じようにですねやっぱり経営戦略を練っていかないとかなない。やっぱり受益が減っていく中における管路の維持と、こういうポンプの維持とかなりですけど、ちょっと考え方替えればますね、ポンプというのは逆に上流のほうに押し出すためのポンプなんですよね。これがこれをもう何十年も先まで通すのか。そういう地区においては、いろいろ管路を敷設してある補助金等のいろんな償還に対する残ったとして、年、年数ですね。があって償還払いとかの発生する可能性もあるかもしれないですけど、将来的にはそういうところは、合併処理浄化槽に、補助でそちらのほうに促したほうが将来的にはもう非常にこのこも財務諸表を見たときにも、もうほとんどの他会計繰入でたってるような財務諸表になってますんで、そこを考えたときにはやっぱりそういう考えもですね、やはり持たれたほうがいいんではなかったらうかと私はちょっと思うととですよ。もう今後こういう方針でずっといかれるのか、また上水道と一緒になんですけど、やはりあの人口減っていく戸数が減っていく中におけるこの大きなインフラの整備を今後とも続けていかれるのか。それと今のような下水道の維持に関しては、そういうもう自然の流れに逆らって下流から上流に押し上げて、その施設がもう毎年こういうふうにかちもしてたんですけどずっと修理があつてきてて、うちの近くになるもんですから、よく修理に来てますよね。何かちょっとしたものがひっかかる時修理している。だからそういうところがあるならばそういうところはもう非常にコストがかかるところは、合併処理浄化槽設置するぐらいの考えで行ったほうがいいのかと思いますけど、お考えはいかがでしょう。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、水道施設同様下水道のほうも非常にその維持管理修繕等もかさんでまいります。今御指摘いただいておりますマンホールポンプですね、今現在の下水道を維持していくためには

もう必要不可欠なものとなっております。他の施設の維持には非常にそのここに上がっておりますとおりに、維持管理に費用を要しているところでございます。合併浄化槽のお話もいただきましたけれども、まだ下水道につきましては、管渠の耐用年数といえますか。まだ20年だったりそれ以上だったりするところもございます。先ほど申しましたとおり下水道におきましては、経営戦略というものを策定予定でございますが、もうしばらくはですね、今の施設を維持していくことになるのではないかと考えております。また耐用年数がある程度その近づいてきて、次の更新の検討、これはもちろん早い段階でですね、次の更新の検討もしていく必要があると思いますが、その時点で人口のその集落の人口の減少の状況とかいろんなものを勘案しまして、地区の住民の方々の御理解ですね。また費用の負担も発生してくるかと思いますので、そういったもろもろがうまく行きましたら、そういった検討も将来的には必要になってくるのかなと考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 当公営企業会計に移行されたということでございますので、公営企業というのは大体独立採算が前提だと思うんですけど、それに向かつては非常に難題が多いんですよね。やはりそういうことが前提で会計だけその帳簿だけ公営会計に移行しても、実質的にそれを、いずれその将来の負担というのは財務上がよく見えてくる会計だと思うんです。案ですね、それ原点については町長いかがお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、私も非常にですね上下水道の問題は、本当にこれからのあさぎり町の未来将来にとってですね大きな負担になってくると思いますし、これ今のうちにしっかりとですね経営戦略を立てて、やっていかなければいけないと思います。今小見田議員からもいろいろとこれからのについてのプラン案を示していただきましたので、そういうものも入れてですね、私も担当課任せにせずに、しっかりと経営戦略とか、これからの上下水道の経営、そういうものをしっかりと勉強して、担当と勉強しながら研究しながら、皆さんがたのやっぱり将来に対する不安が、少しでもまず明確になるようにですね、明確に説明できるように、そしてそれに対してどういう手段を打っていったらいいのかというのを一緒に考えていけるように、そういうふうな準備をしていきたいと考えております。すいません今の時点ではもうそういう答弁でお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

◎議長（徳永 正道君） 明日7日と8日は休日のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午後3時58分 散会